

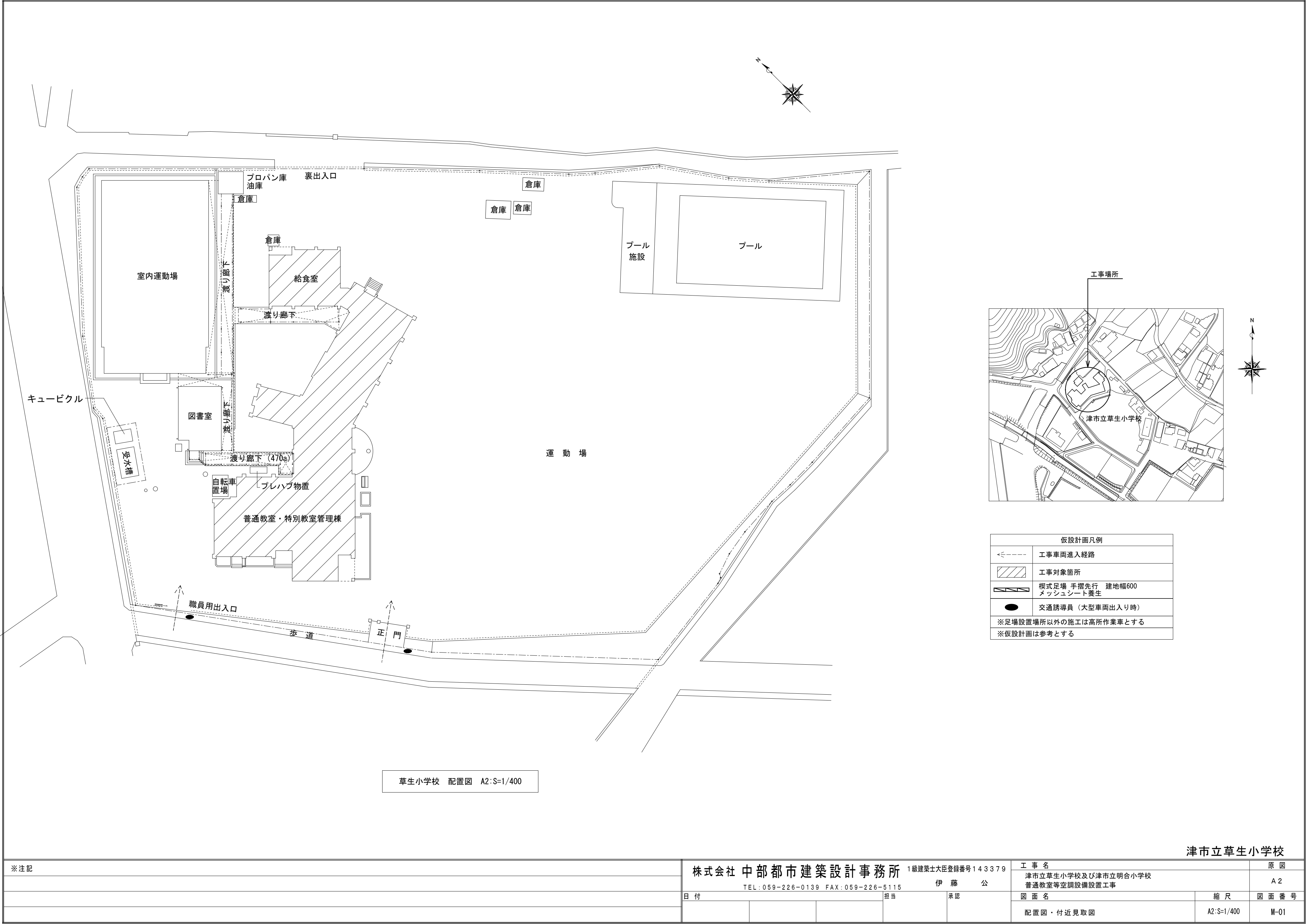
津市立草生小学校及び津市立明合小学校
普通教室等空調設備設置工事

設 計 図

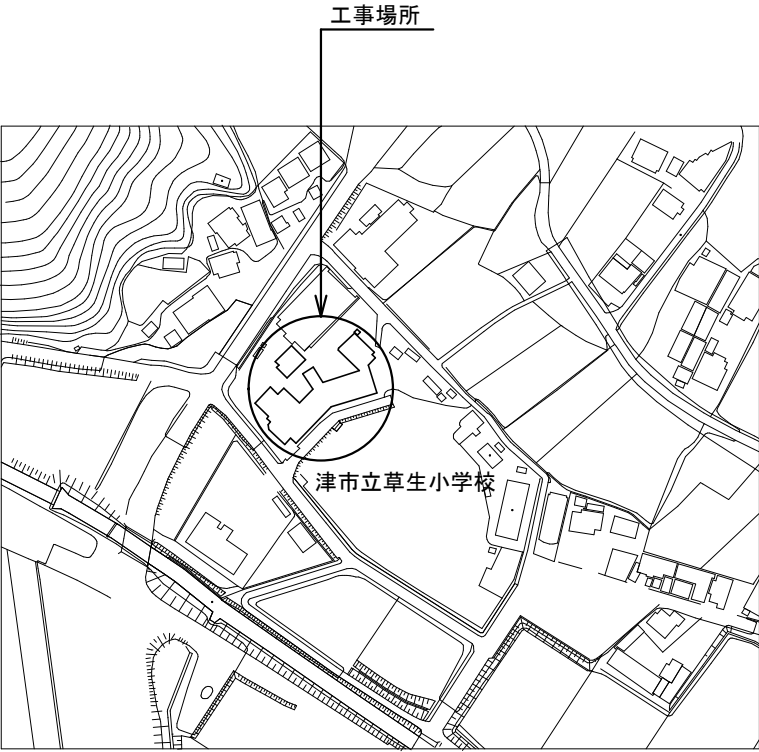
図面リスト							
津市立草生小学校				津市立明合小学校			
機械設備工事		電気設備工事		機械設備工事		電気設備工事	
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
MTK-01	機械設備 特記仕様書（１）	ETK-01	電気設備 特記仕様書（１）	M-01	配置図・付近見取図	E-01	新設受変電設備 単線結線図・姿図
MTK-02	機械設備 特記仕様書（２）	ETK-02	電気設備 特記仕様書（２）	M-02	空調設備 機器表	E-02	既設キュービクル 単線結線図
M-01	配置図・付近見取図	ETK-03	電気設備 特記仕様書（３）	M-03	空調設備 施工要領図（参考）	E-03	電気設備 １階平面図
M-02	空調設備 機器表	E-01	新設受変電設備 単線結線図・姿図	M-04	空調設備 教室、特別教室、管理棟 1,2階平面図	E-04	電気設備 ２階平面図
M-03	空調設備 施工要領図（参考）	E-02	既設受変電設備 単線結線図	M-05	空調設備 教室、特別教室、用務員室、給食室棟 １階平面図		
M-04	空調設備 １階平面図	E-03	受変電設備廻り詳細図	M-06	空調設備 教室、特別教室、用務員室、給食室棟 ２階平面図		
M-05	空調設備 ２階平面図	E-04	電気設備 １階平面図	M-07	空調設備 教室、特別教室、用務員室、給食室棟 ３階平面図		
M-06	空調設備 ３階平面図	E-05	電気設備 ２階平面図	M-08	空調制御設備 平面図		
M-07	空調制御設備 １階平面図	E-06	電気設備 ３階平面図	M-09	基礎図		
M-08	空調制御設備 ２階平面図						
M-09	空調制御設備 ３階平面図						
M-10	基礎図・フェンス標準図						

機械設備工事特記仕様書		(23) その他		9 工事細目																					
1 工事名称	津市立草生小学校及び津市立明合小学校普通教室等空調設備設置工事	1) 使用機械 低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。		(1) 配管材料 部分的に配管種類を変更する場合は、図面内に明記すること。																					
2 工事場所	津市 安濃町草生及び安濃町栗加 地内	2) 測定機器の校正記録 工事で使用する測定機器に対しては適正に校正した器具を使用しなければならない。 測定に先立ち使用する測定機器の検査済証（写し）又は校正記録（写し）を監督員に提示すること。		□ 給水管																					
3 建築概要	消施令の適用 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、以下による 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修 「公共建築工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築改修工事標準仕様書（建築、電気、機械設備工事編）平成28年版」 「公共建築設備工事標準図（電気、機械設備工事編）平成28年版」 「建築、電気、機械設備工事監理指針平成28年版」 独立行政法人 建築研究所監修 「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」 下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、 ■印のついたものを適用する。	3) フロン回収及び充填 当該工事を施工するに当たって施工時にフロン類の充填、回収作業を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成27年4月1日施行）等の関係法令を遵守し、第1種フロン類充填回収登録業者が行うこと。		□ 水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管 JWNA K116（一般：SGP-VB 地中：SGP-VD） □ フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管 WSP 011（一般：SGP-FVA、FVB 地中：SGP-FVD）※ 継ぎ手はコア内蔵型とする。 ※ 給水管100Aはねじ又はフランジ接合、125A以上はフランジ接合（工場加工）とする。 □ 水道用硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6742（一般・地中：H1VP） □ 水道配水用ポリエチレン管 JWNA K 144（地中：PE） □ 水道用ステンレス鋼鋼管JWNA G 115 □ 一般配管用ステンレス鋼鋼管 JIS G 3448 ※ 地中埋設管は、取出し位置のGL面又はSL、FL面より+100立ち上げた所までとする。																					
4 適用基準		空調設備工事 ■ 機器設備工事 ■ 配管設備工事 □ 換気設備工事		□ 雑排水管																					
5 一般事項	工事の詳細については、本設計図面及び仕様書による他、上記各適用基準に準拠し、監督員指示の下に念入かつ誠実に施工すること。 設計図書に定められた内容、現場の納まり・取り合い等の不明な点や施工上の困難・不都合、図面上の誤記及び記載漏れ等に起因する問題点及び疑義、設計図書とおりに施工することで将来不具合が発生しうると判断される場合には、その都度、監督員と協議すること。なお設計図書とおりの施工であっても使用上の不具合が発生した場合は協議の上、改善策を講じること。 他工事との取り合いについては予め当該工事関係者間において協議し、円滑な工事進捗に努めること。なお調整不足による意匠的な仕上がり不備や不具合が発生した場合は監督員の指示により手直し施工を行うこと。 (1) 提出図書 □建築工事に準じる 1) 工事書類： ・施工計画書 ・打合記録 ・施工要領書 ・機器使用図 ・機器明細図 ・工程表 ・施工図等 2) 工事完成図書： ・品質確認書類 ・工事日報 ・工事写真 ・安全・訓練実施記録 ・竣工図〔製本4(原寸 2部、A3(見開き) 2部)〕 ・機器完成図（ファイル等1部） ・保守に関する説明書（取扱説明書・保証書） 2部 ・機器性能試験成績書 1部 ・総合調整測定表（試験結果・測定結果等） 1部 ・官公署届出書類控、検査済証 1部 ・出来形確認書類 1部 等 ※ 竣工図・施工図はCADにより作成すること。 ※ 工事写真は営繕工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。 ※ 建築包含工事の場合、監督員に確認のこと。	6 工事種目																							
		給排水衛生設備工事 □ 屋外給水設備工事 □ 屋内給水設備工事 □ 屋外排水設備工事 □ 屋内排水通気設備工事 □ 衛生器具設備工事 □ 消火設備工事 □ 給湯設備工事 □ 屋外ガス設備工事 □ 屋内ガス設備工事 □ 浄化槽設備工事 □ 厨房機器設備 空調設備工事 ■ 機器設備工事 ■ 配管設備工事 □ 換気設備工事		□ 通気管																					
		7 工事概要		□ 汚水管																					
		空調設備工事 (1) 機器設備工事 本工事は、空冷ヒートポンプパッケージエアコンにより冷暖房をおこなうものとする。 各機器の据付・試運転調整を含めて機器設備工事とする。 空調設備工事に於ける外気、室内の温湿度条件 <table><tr><td></td><td>乾燥温度℃</td><td>湿球温度℃</td><td>相対湿度%</td></tr><tr><td>外気条件</td><td>夏期 34.5</td><td>27.3</td><td>57.6</td></tr><tr><td></td><td>冬期 1.7</td><td>-1.3</td><td>49.6</td></tr><tr><td>室内条件</td><td>夏期 26</td><td>-</td><td>成行き</td></tr><tr><td></td><td>冬期 22</td><td>-</td><td>成行き</td></tr></table> (2) 配管設備工事 各機器間のドレン、冷媒配管をおこなうものとし、配管の振動及び共振に十分留意の上施工する。			乾燥温度℃	湿球温度℃	相対湿度%	外気条件	夏期 34.5	27.3	57.6		冬期 1.7	-1.3	49.6	室内条件	夏期 26	-	成行き		冬期 22	-	成行き	□ 鉛管	
	乾燥温度℃	湿球温度℃	相対湿度%																						
外気条件	夏期 34.5	27.3	57.6																						
	冬期 1.7	-1.3	49.6																						
室内条件	夏期 26	-	成行き																						
	冬期 22	-	成行き																						
		8 総合調整		□ 給湯管																					
		(1) 風量調整 □ 適用する □ 適用しない		□ ガス管																					
		(2) 水量調整 □ 適用する □ 適用しない		□ 消火管																					
		(3) 室内外空気の温度測定 ■ 適用する □ 適用しない		□ 屋外埋設排水																					
		(4) 室内外空気の湿度測定 □ 適用する □ 適用しない		□ 冷水水管																					
		(5) 室内気流及びじんあいの測定 □ 適用する □ 適用しない		□ 冷却水管																					
		(6) 騒音の測定 □ 適用する □ 適用しない		■ ドレン管																					
		(7) 飲料水の水質の測定(水道法施行規則第10条による水質検査) □ 適用する □ 適用しない のうち 一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度、濁度 について測定を行なうこと。 ※遊離残留塩素 については、上記適用の有無にかかわらず、測定を行なうこと。 (8) その他（ ） □ 適用する □ 適用しない		□ 冷媒管																					
		(11) 発生材の処理等 □建築工事に準じる		□ 油管																					
		1) 引渡しを要するもの（ ） 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。		□ 蒸気管																					
		2) 特別管理産業廃棄物（ ） 処理方法（ ）		□ ブライン管																					
		3) 現場内において再利用を図るもの □発生土 □その他（ ）																							
		4) 再資源化を図るもの（ □コンクリート塊 □アスファルトコンクリート塊 □建設発生木材 ）																							
		5) 発注者へ引き渡すものについては「現場発生品調書」を提出すること。また再利用を図るものについても調書を作成し、監督員へ提出すること。																							
		6) 引渡しを要しないものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切処理し、監督員に報告すること。（マフスIA、B2、D票を提示すること。）																							
		(12) 電気保安技術者 □ 適用する ■ 適用しない																							
		(13) 施工条件 監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1) 施工可能日（ ） ■ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり □ 指定なし（ ） 2) 施工可能時間帯 □ 指定なし ■ 指定あり（※学校運営に支障のない範囲）																							
		(14) 概成工期 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態まで完了していること。 □ 指定なし □ 指定あり（平成 年 月 日）																							
		(15) 仮設工事 構内既存の施設 □建築工事に準じる																							
		1) 便所 ■ 利用できる □ 利用できない																							
		2) 工用水 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない																							
		3) 工用水電力 □ 利用できる（有償） ■ 利用できる（無償） □ 利用できない																							
		※ 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は本工事に含まれる。																							
		(16) 足場 □建築工事に準じる																							
		1) 内部足場 ■ 脚立 □ 足場板																							
		2) 外部足場 ■ A種 □ B種 □ C種 □ D種 □ E種 □ F種																							
		3) 防護シート等による養生 □ 適用する □ 適用しない ※設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。																							
		(17) 建築材料等 1) 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とするほか別記記載の指定資材及び参考見様メーカー又はこれらと同等品以上とする。 品質が求められる水準以上であれば、市内生産品の優先使用に努めること。 2) 本工事で使用する建設資材の調達にあたっては、極力市内の取り扱い業者から購入するよう努めること。 3) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用すること。ただし認定製品が入手できない場合は、監督員と別途協議を行うこと。 (認定製品の品名：) 4) 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努めること。 (認定製品の品名： ・間伐材製工用用バリエード・間伐材工事看板・間伐材表示板（ ）)																							
		(18) 建設副産物 1) 請負額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の搬出がある場合、受注者は工事の着手までに「再生資源利用計画書」（建設資材を搬入する場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を搬出する場合）を施工計画書に縦じ込んで監督員に提出する。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実施書」（建設資材を搬入した場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物を搬出した場合）を作成し、監督員に提出する。 なお、計画書及び実施書の提出とともにJ A C I Cが運営する「建築副産物情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 2) 請負額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再資源化等が完了した後に報告書を提出すること。																							
		(19) 三重県産業廃棄物税 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。																							
		(20) 事故の発生時 工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員へ通報するとともに、所定の様式により事故発生報告書を監督員が指示する期日までに監督員へ提出すること。 なお、事故発生後の措置について、監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。																							
		(21) 既設との取合い・養生 本工事施工に伴う、既存設備の軽微な加工・改造は、本工事とする。 また、工事施工に際し、既存部分を汚損・破損等しないよう養生を行うこと。なお汚損・破損等した場合は、機能・仕上げ共、既設にない復旧すること。																							
		(22) 不正軽油の使用の禁止 1) 一般事項 工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用される車両（資機材等の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。 また、受注者は下請負者等に同調査を協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。 また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。																							
		(9) 冷媒（フロン類）の回収 □適用する ■適用しない 冷媒機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、改修標準仕様書第3編 2. 4. 3により、次の書類の写しを監督員に提出すること。 ・フロン回収行程管理票 ・特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券） 撤去する前にフロンを屋外機ユニットに集める作業（ポンプダウン）を行うこと。 パッケージ形空調機の移設等により、冷媒の回収が必要となる場合においても、上記に準じて冷媒の大気中への飛散を防止する措置を講じること。 (10) 中間技術検査 実施回数（ ）回		※ 弁類 湯水ポンプ（二次側）、消火ポンプ（二次側）、水道直圧部は 10Kとし、それ以外は5Kとする。 塩ビライニング鋼管に使用する際は、管端防食コア付き、又はライニング弁を使用すること。																					

津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		縮尺 —
図面名称	機械設備 特記仕様書（1）	原図：A 2
津市建設部営繕課		No MTK-01



草生小学校 配置図 A2:S=1/400



仮設計画凡例	
<-----	工事車両進入経路
	工事対象箇所
	楔式足場 手摺先行 建地幅600 メッシュシート養生
	交通誘導員（大型車両出入り時）
※足場設置場所以外の施工は高所作業車とする	
※仮設計画は参考とする	

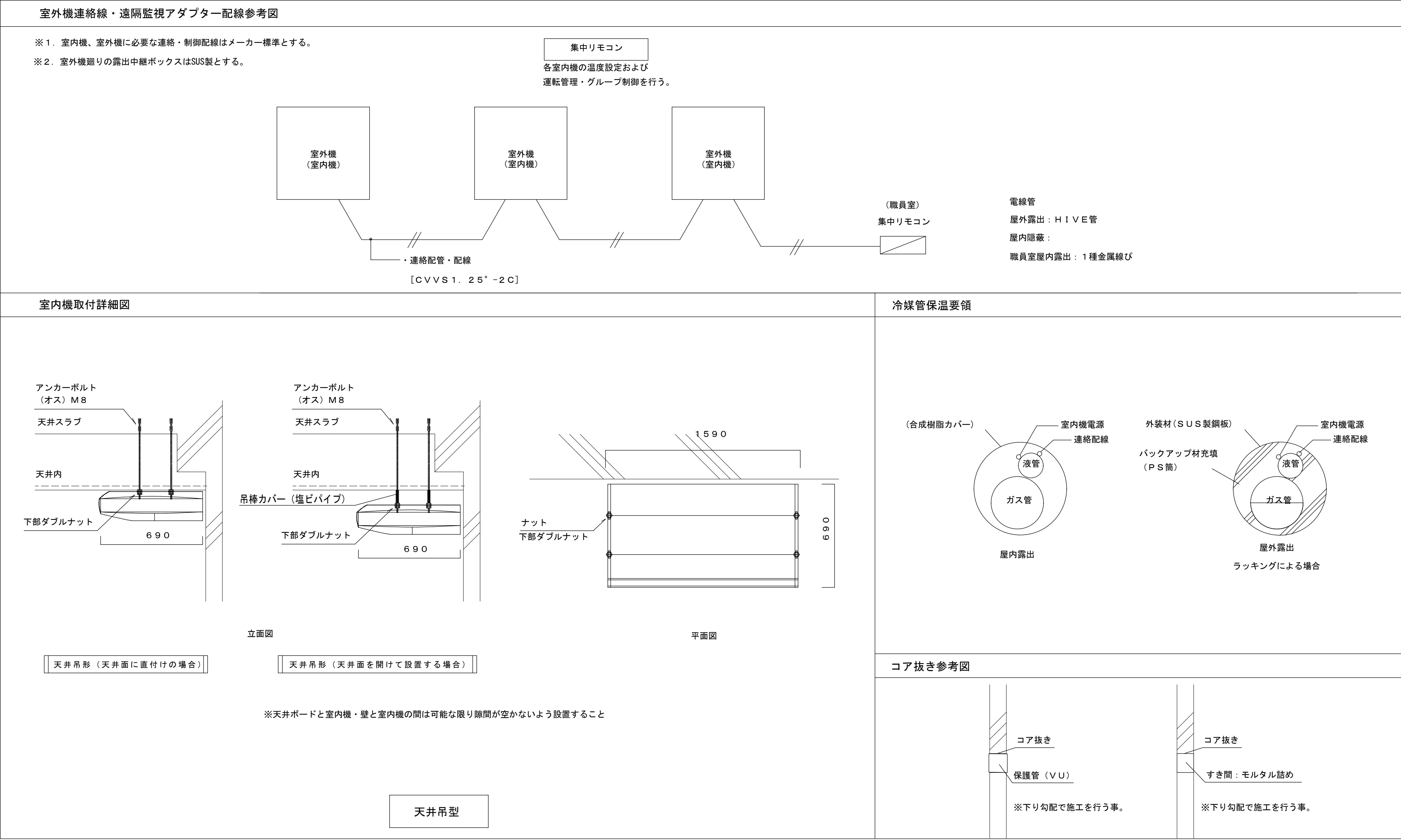
津市立草生小学校

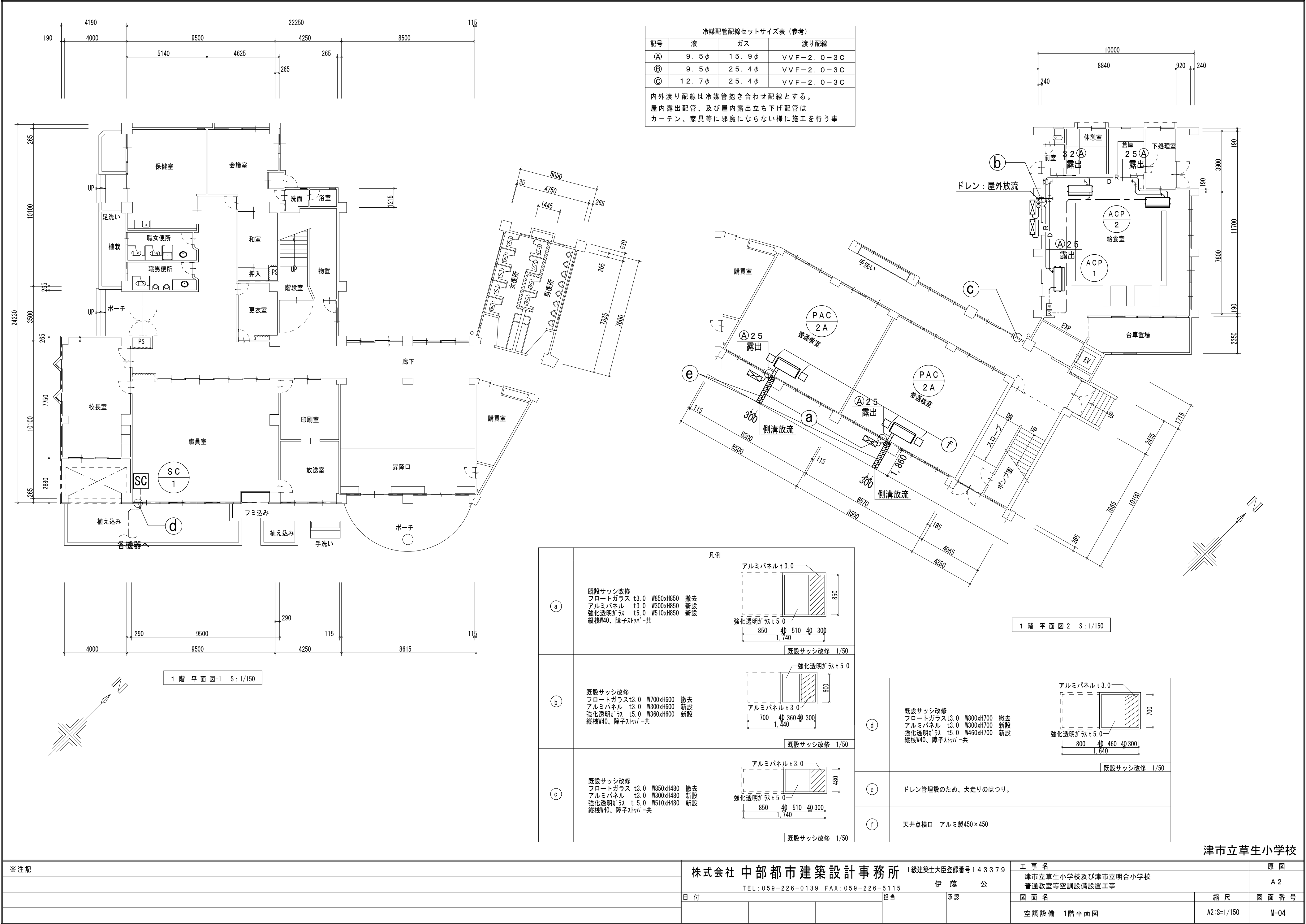
※注記	株式会社 中部都市建築設計事務所				1級建築士大臣登録番号143379		工 事 名		原 図		
	TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115				伊 藤 公		津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2		
	日 付		担 当		承 認		図 面 名		縮 尺		
							配置図・付近見取図		A2:S=1/400		
								図 面 番 号		M-01	

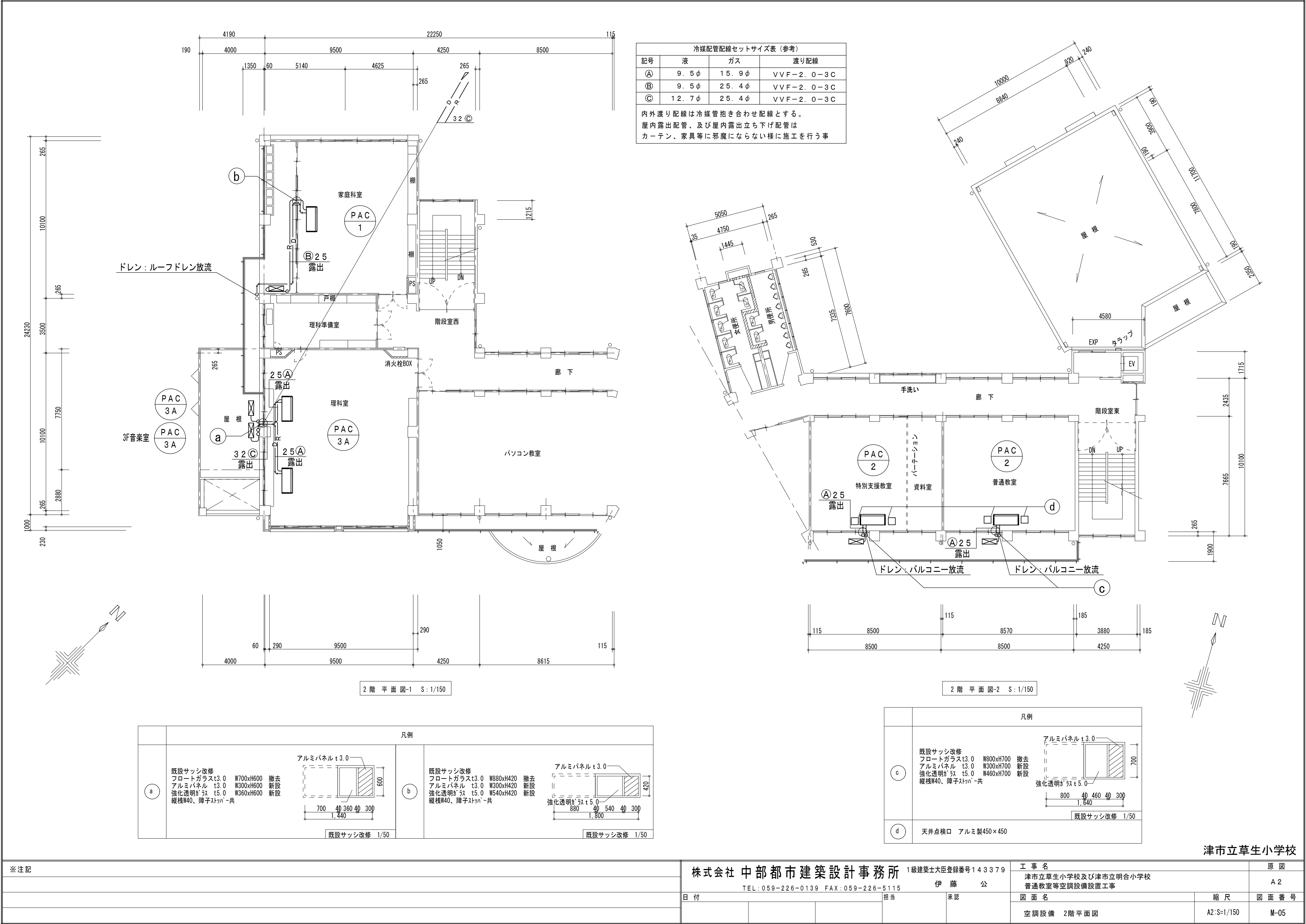
空調機器リスト		草生小学校											
記 号	名 称 (参考型番)	形 式 ・ 仕 様	電 気 容 量				A P F	台数	設 置 場 所 備 考	室外機基礎			
			φ	V	消費電力kW	圧縮機kW					送風機kW		
PAC 1	空冷ヒートポンプ	形 式 天井吊形 (8馬力)	3	200	冷房 7.21	4.61	内0.135	4.2	1	2 F 家庭科教室	既成コンクリート架台 L=500 (ゴムシート敷き)		
	パッケージエアコン	冷房能力 20.0 (10.1～22.4) kW			暖房 6.48		+0.135						
		暖房能力 22.4 (10.1～28.0) kW			低温 7.35		外0.292						
	附属品	ワイヤレスリモコン、					+0.292						
		防護ネット											
		転倒防止支持金具、他付属品一式											
PAC 2	空冷ヒートポンプ	形 式 天井吊形 (6馬力)	3	200	冷房 5.38	2.99	内 0.15	4.7	5	2 F 普通教室	既成コンクリート架台 L=500 (ゴムシート敷き)		
	パッケージエアコン	冷房能力 14.0 (6.3～16.0) kW			暖房 4.65		外 0.211			2 F 特別教室			
		暖房能力 16.0 (7.2～20.0) kW			低温 7.10					3 F 普通教室 x 3			
	附属品	ワイヤレスリモコン、											
		風向調整板、											
		転倒防止支持金具、他付属品一式											
PAC 2A	空冷ヒートポンプ	形 式 天井吊形 (6馬力)	3	200	冷房 5.38	2.99	内 0.15	4.7	2	1 F 普通教室 x 2	既成コンクリート架台 L=500 (ゴムシート敷き)		
	パッケージエアコン	冷房能力 14.0 (6.3～16.0) kW			暖房 4.65		外 0.211						
		暖房能力 16.0 (7.2～20.0) kW			低温 7.10								
	附属品	ワイヤレスリモコン、											
		防護ネット											
		転倒防止支持金具、他付属品一式											
PAC 3	空冷ヒートポンプ	形 式 天井吊形 同時ツイン (10馬力)	3	200	冷房 10.4	5.70	内0.15x2	4.3	1	3 F 図工室	既成コンクリート架台 L=500 (ゴムシート敷き)		
	パッケージエアコン	冷房能力 25.0 (11.3～28.0) kW			暖房 8.65		外0.292						
		暖房能力 28.0 (12.6～35.0) kW			低温 11.5		+0.292						
	附属品	ワイヤレスリモコン、分岐管、											
		風向調整板、											
		転倒防止支持金具、他付属品一式											
PAC 3A	空冷ヒートポンプ	形 式 天井吊形 同時ツイン (10馬力)	3	200	冷房 10.4	5.70	内0.15x2	4.3	2	2 F 理科教室	既成コンクリート架台 L=500 (ゴムシート敷き)		
	パッケージエアコン	冷房能力 25.0 (11.3～28.0) kW			暖房 8.65		外0.292			3 F 音楽教室			
		暖房能力 28.0 (12.6～35.0) kW			低温 11.5		+0.292						
	附属品	ワイヤレスリモコン、分岐管、											
		転倒防止支持金具、他付属品一式											
注 記 運転特性、能力はJIS条件による。 電源容量値は参考とする。 空調機トップランナー基準改定仕様とする。 冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 室外機－室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。 リモコン配線共本工事とする。 室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。 機器は同等品以上とする。 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。 但し該当しない機器については製造者標準仕様による。													

空調機器リスト		草生小学校											
記 号	名 称 (参考型番)	形 式 ・ 仕 様	電 気 容 量				A P F	台数	設 置 場 所 備 考	室外機基礎			
			φ	V	消費電力kW	圧縮機kW					送風機kW		
ACP 1	空冷ヒートポンプ	形 式 厨房用 天井吊形 (5馬力)	3	200	冷房 5.38	2.41	内0.13	3.8	1	給食室	既成コンクリート架台 L=500 (ゴムシート敷き)		
	パッケージエアコン	冷房能力 12.5 (5.7～14.0) kW			暖房 4.65		外0.211						
		暖房能力 14.0 (6.3～18.0) kW			低温 7.62								
	附属品	ワイヤードリモコン、											
		防護ネット											
		転倒防止支持金具、他付属品一式											
ACP 2	空冷ヒートポンプ	形 式 厨房用 天井吊形 同時ツイン (6馬力)	3	200	冷房 6.49	2.99	内0.06x2	4.1	1	給食室	既成コンクリート架台 L=500 (ゴムシート敷き)		
	パッケージエアコン	冷房能力 14.0 (6.3～16.0) kW			暖房 5.17		外0.211						
		暖房能力 16.0 (7.2～20.0) kW			低温 7.50								
	附属品	ワイヤードリモコン、分岐管、											
		防護ネット											
		転倒防止支持金具、他付属品一式											
SC 1	集中管理リモコン	形 式 タッチパネル式集中管理コントローラー	1	100					1	職員室			
		アイコン表示、カラータッチ画面											
注 記 運転特性、能力はJIS条件による。 電源容量値は参考とする。 空調機トップランナー基準改定仕様とする。 冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 室外機－室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。 リモコン配線共本工事とする。 室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。 機器は同等品以上とする。 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。 但し該当しない機器については製造者標準仕様による。													

津市立草生小学校																			
※ 注 記						株式会社 中部都市建築設計事務所				1級建築士大臣登録番号143379		工 事 名		原 図					
						TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115				伊 藤 公		津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事				A 2			
						日 付				担 当		承 認		図 面 名		縮 尺		図 面 番 号	
														空調設備 機器表		A2:S=---		M-02	





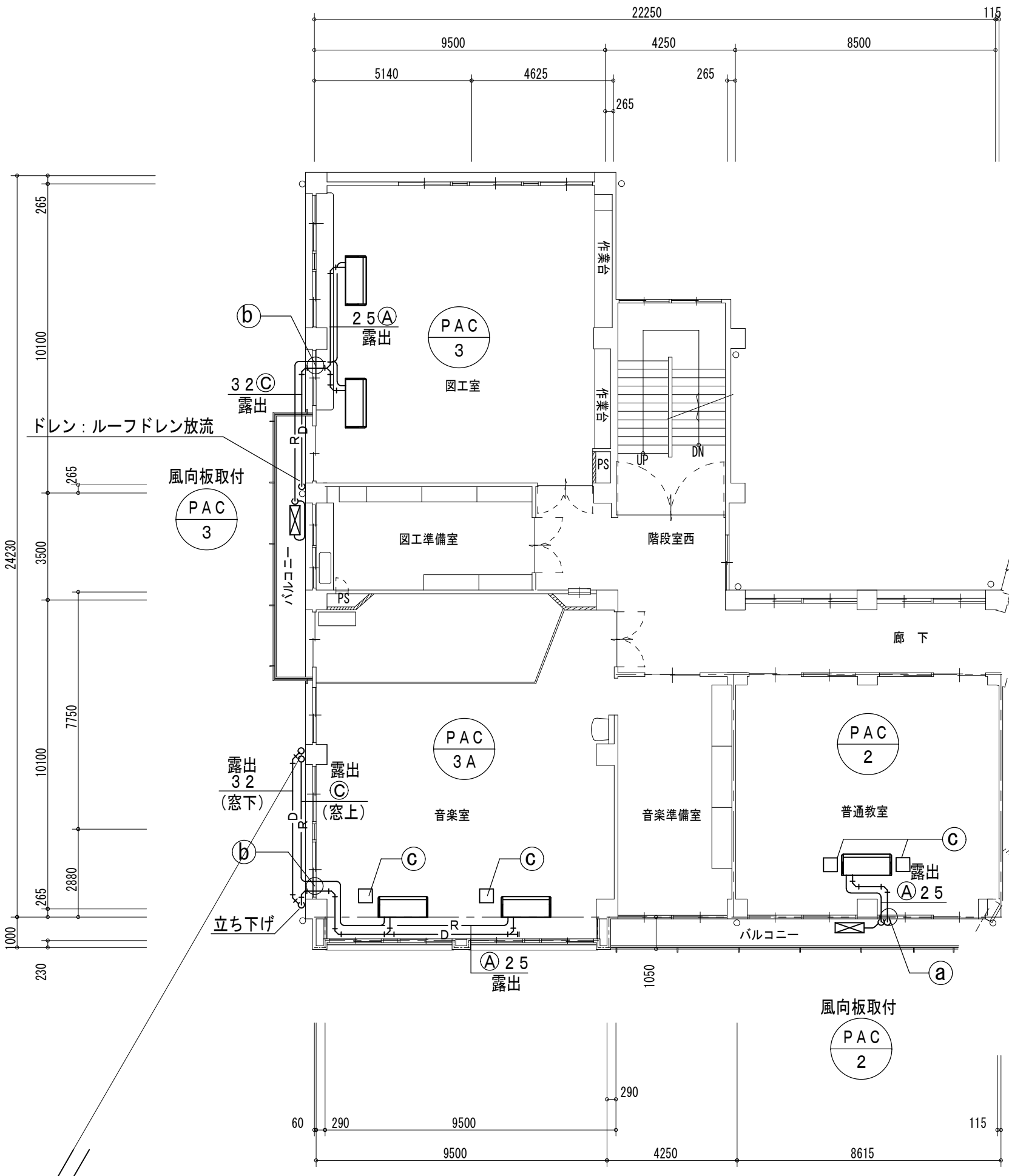


冷媒配管配線セットサイズ表 (参考)			
記号	液	ガス	渡り配線
Ⓐ	9. 5 φ	15. 9 φ	VVF-2. 0-3C
Ⓑ	9. 5 φ	25. 4 φ	VVF-2. 0-3C
Ⓒ	12. 7 φ	25. 4 φ	VVF-2. 0-3C

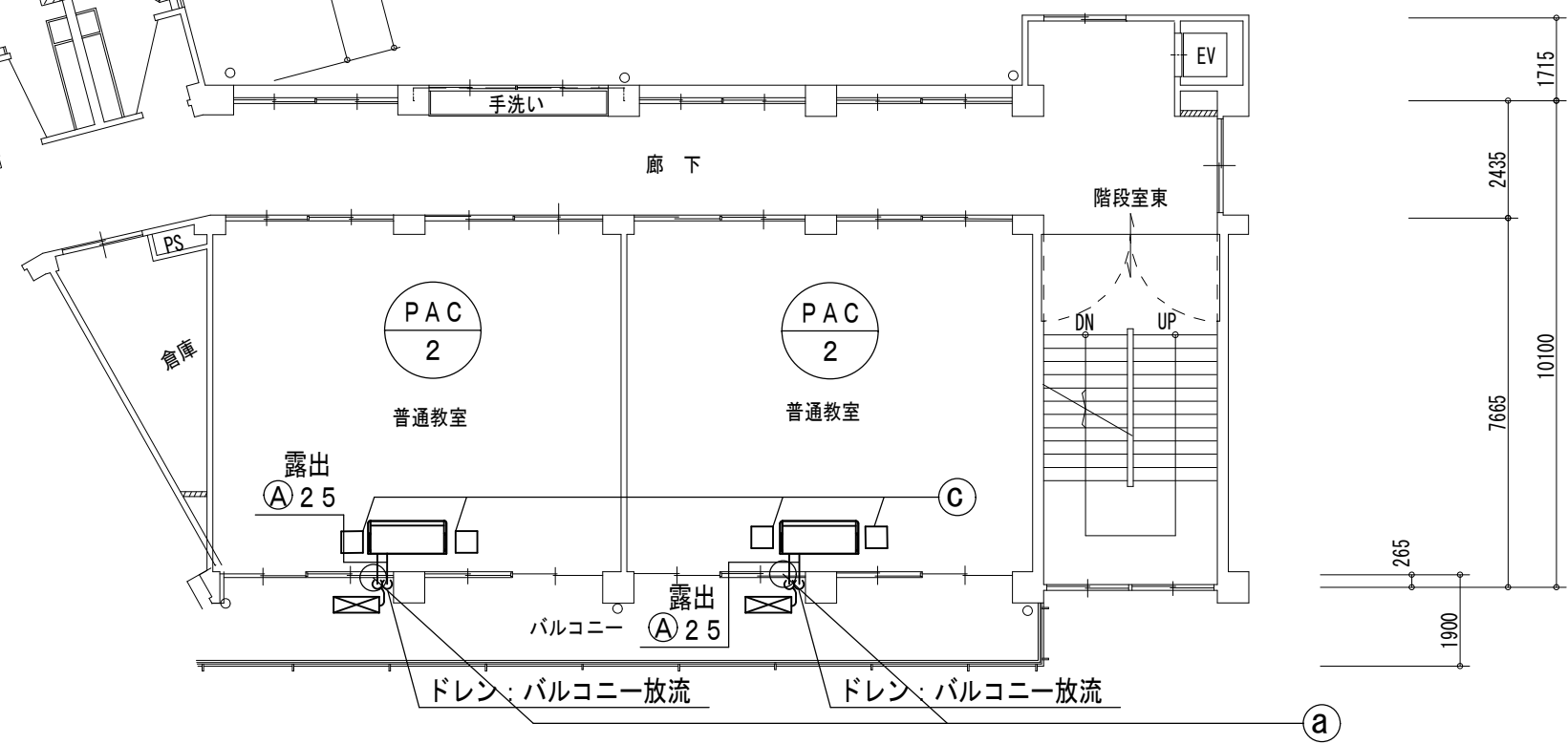
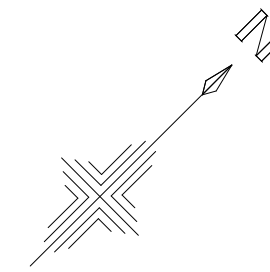
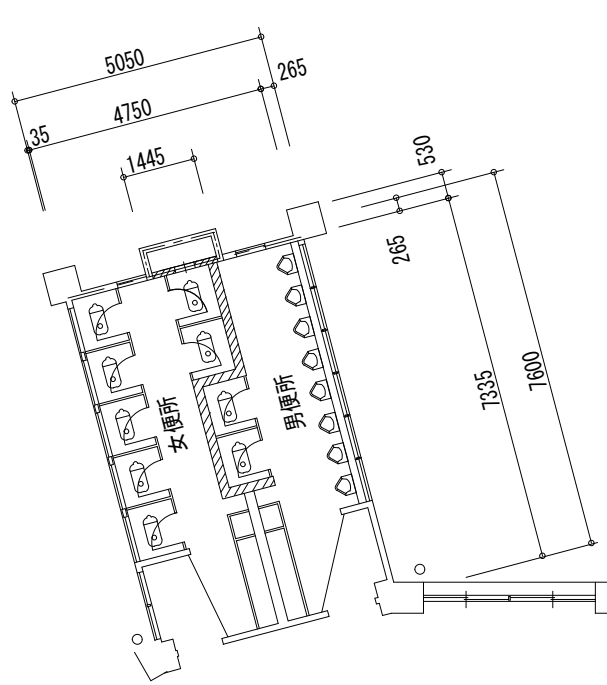
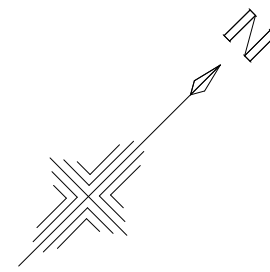
内外渡り配線は冷媒管抱き合わせ配線とする。
屋内露出配管、及び屋内露出立ち下げ配管はカーテン、家具等に邪魔にならない様に施工を行う事

凡例	
Ⓒ	既設サッシ改修 フロートガラスt3.0 W700xH600 撤去 アルミパネル t3.0 W300xH600 新設 強化透明ガラス t5.0 W360xH600 新設 縦桟W40、障子ストッパー共
Ⓓ	天井点検口 アルミ製450×450

※ 注記		株式会社 中部都市建築設計事務所		1級建築士大臣登録番号143379	工 事 名	原 図
		TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115		伊 藤 公	津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事	A 2
		日 付	担 当	承 認	図 面 名	縮 尺
					空調設備 2階平面図	A2:S=1/150
						図 面 番 号
						M-05



3 階 平 面 図-1 S: 1/150



3 階 平 面 図-2 S: 1/150

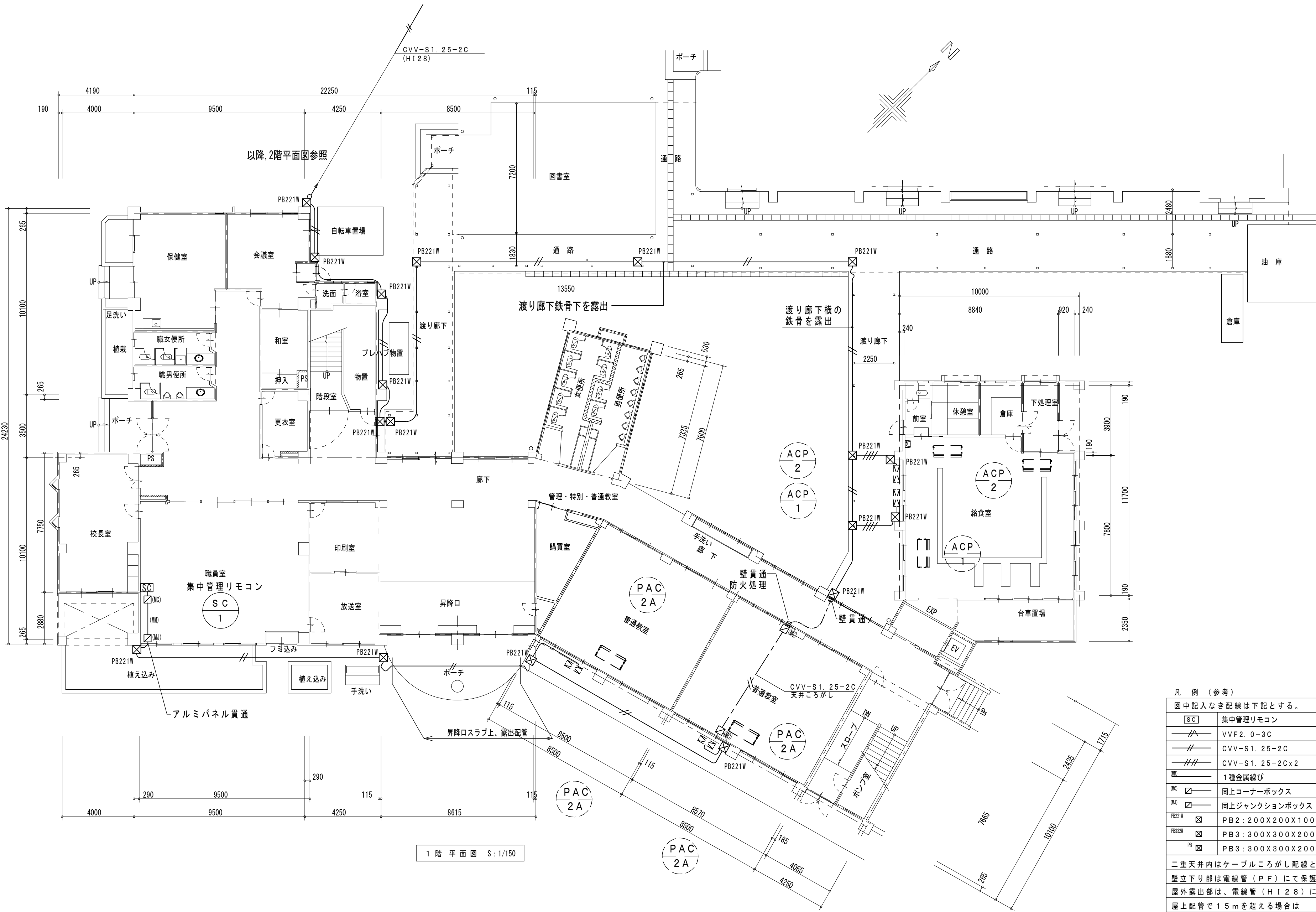
冷媒配管配線セットサイズ表 (参考)			
記号	液	ガス	渡り配線
Ⓐ	9.5φ	15.9φ	VVF-2.0-3C
Ⓑ	9.5φ	25.4φ	VVF-2.0-3C
Ⓒ	12.7φ	25.4φ	VVF-2.0-3C

内外渡り配線は冷媒管抱き合わせ配線とする。
屋内露出配管、及び屋内露出立ち下げ配管は
カーテン、家具等に邪魔にならない様に施工を行う事

凡例	
Ⓐ	既設サッシ改修 フロートガラスt3.0 W800xH700 撤去 アルミパネル t3.0 W300xH700 新設 強化透明ガラス t5.0 W460xH700 新設 縦桟W40、障子スタッフ共 既設サッシ改修 1/50
Ⓑ	既設サッシ改修 フロートガラスt3.0 W600xH500 撤去 アルミパネル t3.0 W300xH500 新設 強化透明ガラス t5.0 W260xH500 新設 縦桟W40、障子スタッフ共 既設サッシ改修 1/50
Ⓒ	天井点検口 アルミ製450×450

津市立草生小学校

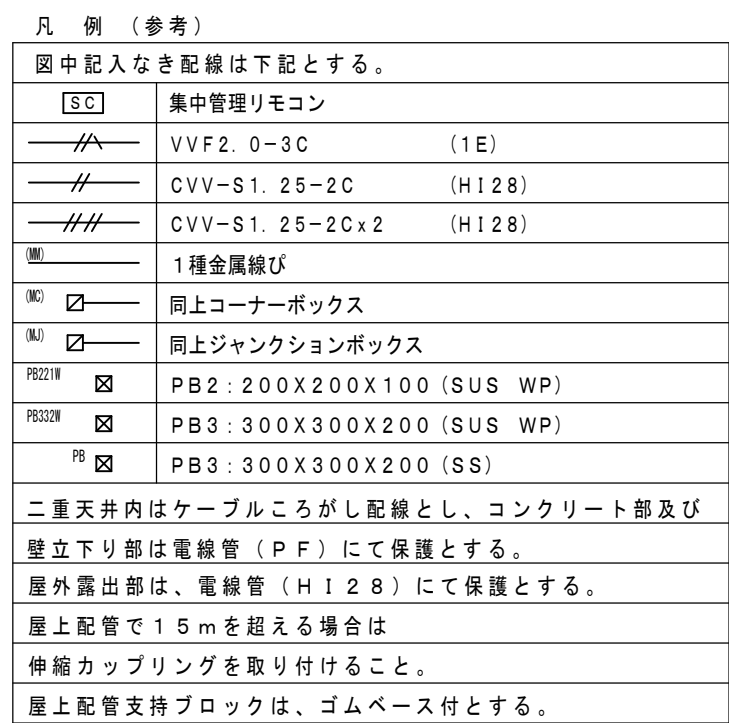
※ 注 記		株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号 143379			工 事 名		原 図
		TEL: 059-226-0139 FAX: 059-226-5115 伊 藤 公			津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2
		日 付	担 当	承 認	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号
					空調設備 3階平面図	A2:S=1/150	M-06



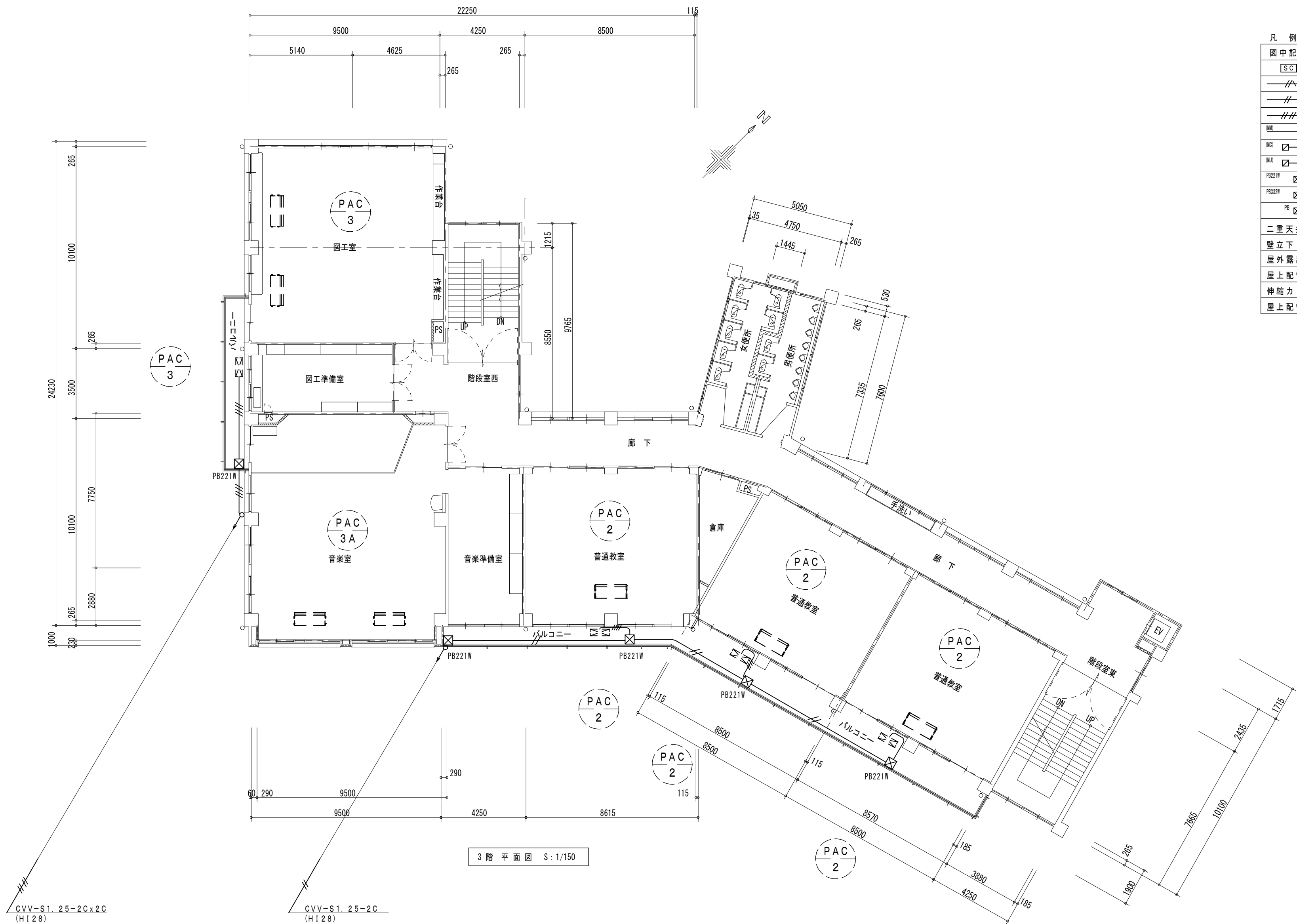
凡 例 (参考)	
図中記入なき配線は下記とする。	
	集中管理リモコン
	VVF2.0-3C (1E)
	CVV-S1.25-2C (H128)
	CVV-S1.25-2Cx2 (H128)
	1種金属線び
	同上コーナーボックス
	同上ジャンクションボックス
	PB2: 200X200X100 (SUS WP)
	PB3: 300X300X200 (SUS WP)
	PB: 300X300X200 (SS)
二重天井内はケーブルころしがし配線とし、コンクリート部及び壁立下り部は電線管(PF)にて保護とする。	
屋外露出部は、電線管(H128)にて保護とする。	
屋上配管で15mを超える場合は伸縮カップリングを取り付けること。	
屋上配管支持ブロックは、ゴムベース付とする。	

津市立草生小学校

※ 注 記		株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号143379			工 事 名		原 図
		TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115 伊 藤 公			津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A2
		日 付	担 当	承 認	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号
					空調制御設備 1階平面図	A2:S=1/150	M-07



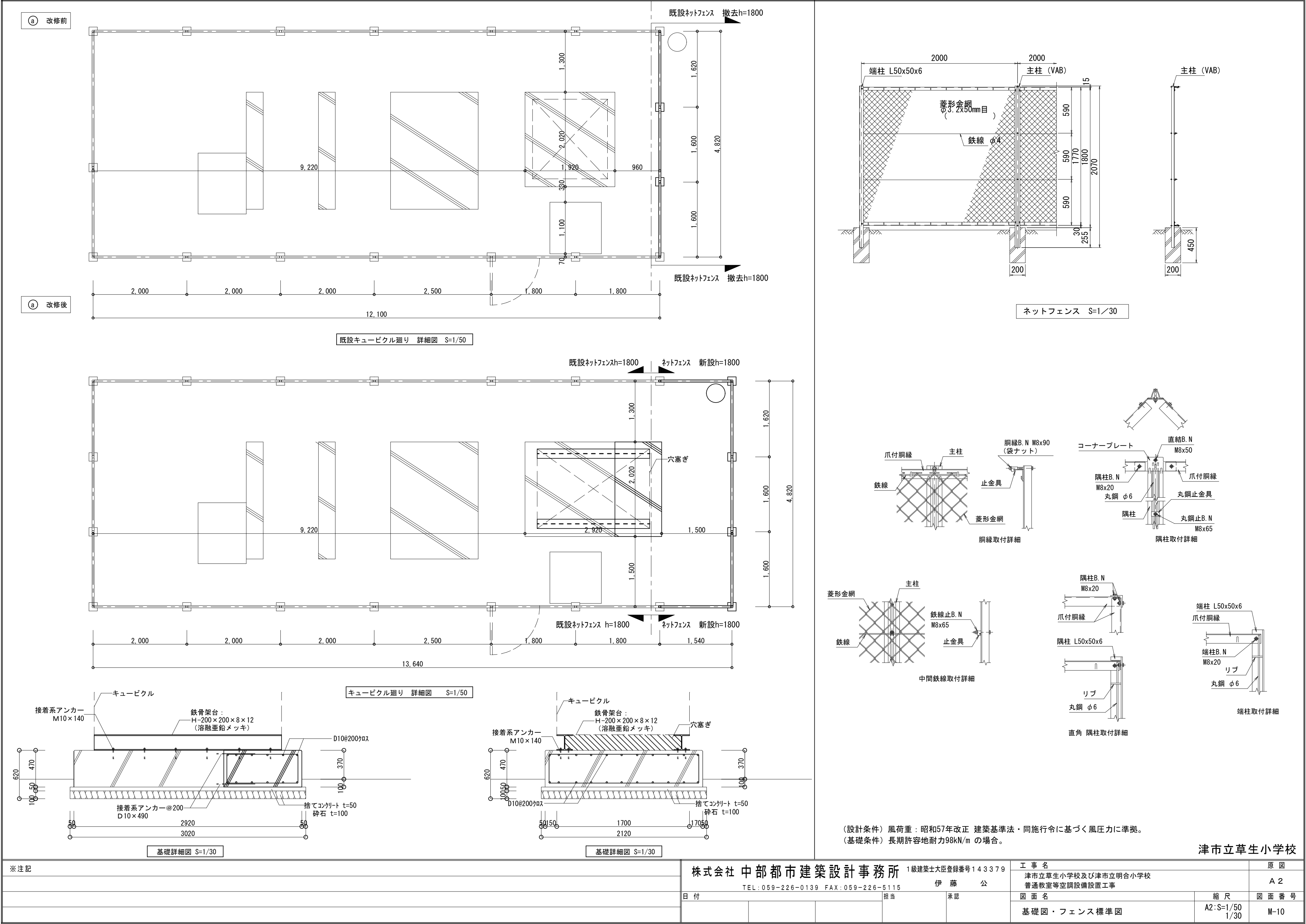
※ 注 記	株式会社 中部都市建築設計事務所			1級建築士大臣登録番号 143379	工 事 名	原 図
	TEL: 059-226-0139 FAX: 059-226-5115			伊 藤 公	津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事	A 2
	日 付			担当	図 面 名	縮 尺
				承認	空調制御設備 2階平面図	A2:S=1/150
						M-08



凡 例 (参考)		
図中記入なき配線は下記とする。		
[SC]	集中管理リモコン	
—//—	VVF2. 0-3C	(1E)
—//—	CVV-S1. 25-2C	(H128)
—//—	CVV-S1. 25-2C×2	(H128)
—//—	1種金属線び	
(MC)	☒ —	同上コーナーボックス
(ML)	☒ —	同上ジャンクションボックス
PB221W	☒ —	PB2: 200X200X100 (SUS WP)
PB32W	☒ —	PB3: 300X300X200 (SUS WP)
PS	☒ —	PB3: 300X300X200 (SS)
二重天井内はケーブルこがし配線とし、コンクリート部及び		
壁立下り部は電線管 (PF) にて保護とする。		
屋外露出部は、電線管 (H128) にて保護とする。		
屋上配管で15mを超える場合は		
伸縮カップリングを取り付けること。		
屋上配管支持ブロックは、ゴムベース付とする。		

津市立草生小学校

※ 注 記		株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号143379			工 事 名		原 図
		TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115 伊 藤 公			津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2
		日 付	担 当	承 認	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号
					空調制御設備 3階平面図	A2:S=1/150	M-09



※ 注 記	

株式会社 中部都市建築設計事務所		1級建築士大臣登録番号143379
TEL: 059-226-0139 FAX: 059-226-5115		伊 藤 公
日 付	担 当	承 認

工 事 名		原 図
津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2
図 面 名	縮 尺	図 面 番 号
基礎図・フェンス標準図	A2:S=1/50 1/30	M-10

電気設備工事特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

津市立草生小学校及び津市立明合小学校普通教室等空調設備設置工事

2. 工事場所

津市 安濃町草生及び安濃町栗加 地内

3. 建物概要

建 物 概 要	構 造	階 数	延べ面積 (㎡)	用途区分 消防法施行令別表第一
学校				

(延べ面積は建築基準法による表記)

4. 工事種目

主な工事種目は、下記の○印のついたものである。

工 事 種 目	工 事 場 所				
	草生小学校	明合小学校			
電力設備	電灯設備				
	動力設備	○	○		
	雷保護設備				
	接地設備				
受変電設備	○	○			
電力貯蔵設備	直流電源設備				
	交流無停電電源設備				
	電力平準化用蓄電設備				
	分散電源は441-262/2012551				
発電設備	ディーゼル発電設備				
	ガスエンジン発電設備				
	ガスタービン発電設備				
	太陽光発電設備				
	風力発電設備				
	その他発電設備				
通信・情報設備	構内情報通信網設備				
	構内交換設備				
	情報表示設備				
	映像・音響設備				
	拡声設備				
	誘導支援設備				
	テレビ共同受信設備				
	テレビ電波障害防除設備				
	監視カメラ設備				
	駐車場管制設備				
	防犯・入退室管理設備				
	自動火災報知設備				
	自動閉鎖設備				
	非常警報設備				
	ガス漏れ火災警報設備				
	中央監視制御設備				
医療関係設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
その他					

Ⅱ．共通仕様

1. 適用

図面及び特記仕様に記載されていない事項については下記による。（平成28年度版を適用）

- 国土交通大臣官庁官庁常務幹事監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編、機械設備工事編）
- 国土交通大臣官庁官庁常務幹事監修「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 国土交通大臣官庁官庁常務幹事監修「建築工事管理指針」「電気設備工事管理指針」「機械設備工事管理指針」
- 国土交通大臣官庁官庁常務幹事監修「公共建築物改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 国土交通大臣官庁政策評価研究所及び施行法人建築研究所監修「建築施設耐震設計・施工指針」
- 電気設備に関する技術基準を定める省令（電気設備技術基準）
- 電気事業の業務の適正化に関する法律
- 電気工事士法
- 労働安全衛生法
- 消防関連法規（条例・所轄署指導要領を含む。）
- 電力会社供給約款
- その他関連法令、関連諸基準

2. 一般共通事項

下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

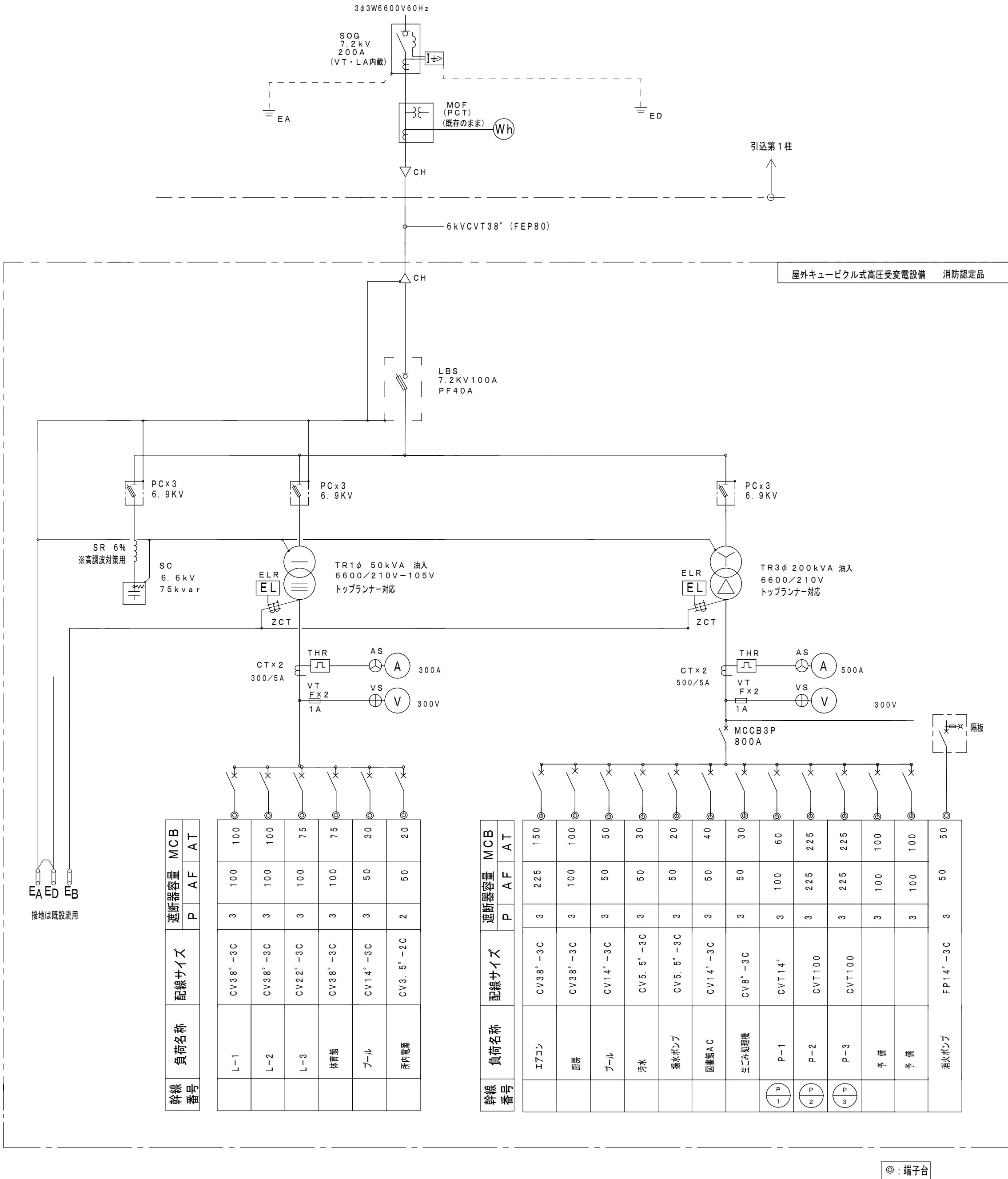
項 目	特 記 事 項
1. 一般設計事項	(1)工事の詳細については、本設計図面及び取書による他、上記電気工事基準に準拠し監督員指示の下に入念かつ慎重に施工すること。 (2)設計図書に定められた内容、現場の経緯より、取り合い等の不明な点や施工程上の困難・不都合、図面の欠陥及び記載漏れ等と起因する問題及び仕様、設計意図とおりに施工することでも得不具合が発生しうるかと予想される場合には、その都度、監督員と協議すること。 なお、設計図書のとおりのもので施工しても使用上の不具合が発生した場合は、協議の上改善策を講じること。 (3)他工事との取合いについては予め当該工事関係者之间にて協議し、円滑な取組めを確保すること。 なお、調整不足により意図的な仕上がりの不備や不具合が発生した場合は、監督員の指示により手直し施工を行うこと。
2. 施工中の安全確保及び環境保全	低騒音型、低振動型の建設機械の使用に努めること。
3. 足場	設置する足場については、「まず先行工事に係るガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感ある足場」に関する基準）に適合する手すり、中せん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の建てて、解体方法は変更の事項は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)の手すり設置方法又は(3)手すり先行用足場方式により行うこと。
4. 三重県産業廃棄物税	本工事に係る産業廃棄物の排出当分が支払うべき税金。受注者は当該課税対象となる場合には完成年度の翌年度の4月1日から前月の末日までの間に（三重県産業廃棄物税及引請求書に産業廃棄物処理証明書添付して）当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。 また、産業廃棄物処理費集計表（マニフェストの数値を集計）を超えて請求することはできない。
5. 電気工作物の種類	●一般電気工作物 ●自家用電気工作物 ・事業用電気工作物
6. 電気工事士	電気工事士の数にふりて施工するものとし、契約電圧が60V以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工するものとする。
7. 有資格者の配置	(1)消防設備の工事に従事する者は、当該設備に適合する甲種防火防煙士の資格を有する者とすること。 (2)電気設備、その他施工に資格が必要なものに応じて、関係法令に基づいて有資格者を配置し、施工するものとする。 また、工事期間中の電気工作物の収容率を算出すること。
8. 電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の経済産業省で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。
9. 電気主任技術者との調整	自家用電気工作物等で電気主任技術者が選任されている施設で工事を行う場合は、電気保安技術者を選任し、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、指導を受けるものとする。
10. 現場事務所等に備え付けられる図書	下記の図書（平成28年版）を備え付ける。 ① 国土交通大臣官庁官庁常務幹事監修「公共建築工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ② 国土交通大臣官庁官庁常務幹事監修「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編・機械設備工事編） ③ 国土交通大臣官庁官庁常務幹事監修「公共建築物改修工事標準仕様書」（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編） ④ 国土交通大臣官庁官庁常務幹事監修「建築工事管理指針」、「電気設備工事管理指針」、「機械設備工事管理指針」 ⑤ 工事手書の様式及び建築設備編— ⑥ その他、監督員の指示する図書及び工事の内容や容量計算等に必要なる図書
11. 施工計画等	受注者は施工に先立ち、次の書類を提出し監督員と打合せを行わなければならない。 なお、書類の作成においては、関連する関係者を十分に調査すること。 ① 総合施工計画書 包含工事の場合は、電気設備工事施工計画書とすること。 ② 工務部施工計画書（施工要領書） 各種工種ごとに行成し、停電及び撤入回数も作成する。 ③ 主要箇所（ブロード間、平地面、展開図、各種詳細図） 施工範囲、数量規模、3kg超品目器具類については、固着方法、吊り方法等の詳細図を作成し、充分な説明性を確保する。 ④ 附属計算書、幹線計算書 ⑤ 照度分布図、センサ動作範囲図など
12. 品質計画	品質計画については、監督員の承認を受けるとのこと。
13. 測定機器の校正等	試験に使用する計測器類は2年以内の校正証明書（写）又は有効期限内の精度保証書（写）等を提出する。
14. 機器類の能力等	機器類の能力、容量等（出力は除外）は●は原則として表示された数値以上とする。
15. 工程表	関連業者間で十分協議し実施工程表、月間作業表を作成して監督員へ提出すること。 なお、月間工程表には理設・隠蔽・高所等の施工確認項目の該当箇所を記入すること。
16. 工事写真	當該工事写真撮影要領（平成28年版）に従い撮影すること。
17. 施工条件	監督員及び関係部局と協議調整し決定すること。 1) 指定なし ●指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入・運入退場、停電作業等） ○指定あり ○指定日（ ）／施設休業日 - 打ち合わせによる - その他（ ） 2) 施工可能時間 ●指定なし ●指定あり（振動・騒音等作業、重機搬入等入退場、停電作業等） ○指定あり ○指定時間（ ）時～（ ）時 - 打ち合わせによる - その他（ ） 3) 仮成工期 ○適用する（工事期日より（ ）日前） - 適用しない 4) その他
18. 事故の発生時	工事施工中に事故が発生した場合に直ちに監督員と連絡するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日まで、監督員に提出しなければならない。 なお、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況証拠調査、検証等に協力すること。
19. 建設副産物	(1)購買額1億円以上の工事について、再生資源の利用又は建設副産物の outputs がある場合、受注者は工事の着手前に「再生資源利用計画書」（建設資源利用計画書）（建設資源投入計画書）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物を抽出する場合）を施工計画書に添付して監督員へ提出すること。 また、工事が変更又は完了した場合には「再生資源利用実績書」（建設資源を投入した場合）及び「再生資源利用促進実績書」（建設副産物を抽出した場合）を作成し、監督員へ提出すること。 なお、計画書及び実績書の提出とともに「C」の運用する「建設資源情報交換システム」へのデータ入力も併せて行う。 (2)購買額1億円以上の工事について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、再生資源化等が完了した後に報告書を作成すること。

20. 発生材の処理等	(1)引き渡しを要するもの 上記以外の引き渡しを要するものについては別途、監督員が指示する。 (2)特別管理産業廃棄物 ・変圧器 ・コンデンサ ・その他（ 現場内の監督員の指定する場所へ保管するものとする。 なお施工に際して、P・B等特別管理産業廃棄物及び研ひき機器等が発見した場合は、監督員に報告し対応を協議するものとする。） (3)現場内において再利用を図るもの ・発生土 ・その他（ (4)再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・アスファルトコンクリート塊 ・建設発生木材 (5)発生者へ引き渡すものについては「現場発生品目書」を提出すること。 また、再利用を図るものについても調査を作成し、監督員へ提出すること。 (6)引き渡しを要しないものは、全て持ち出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適正に処理し、監督員に報告すること。（マニフェストA、B2、D、E票を提示すること。）
21. 官公署への手続き	工事の着手、着工、完成にあたり、関係官公署への必要な届出、手続き等を遅滞なく行う。 なお、当該手続きに係る費用は受注者の負担とする。
22. 消防関係の手続き	(1)消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 (2)防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。
23. 工事用設備	構内への設置 できる（施設管理者と協議） できない
24. 工事用電力、水、その他	機械設備工事に準じる。
25. 工事中等の安全管理	新築、増築等で自家用電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡までの電気安全管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
26. 搬入計画	大型機器、重量物等の搬入前に、搬入経路の有効寸法（扉、天井高さ、搬入経路上の曲がり等）、障害物（足場等）、養生方法、運送車両、荷重機械、搬入機械の種類、台数及び数量、雨天の場合の措置、受入検査の方法等を記載し監督員に提出する。
27. 製品確認	発注者及び受注者の協議により仕様を決定し、製作するような規格品でない製品並びに監督員が指定する製品については、試験及び検査等を行う機器が整備された施設内において、監督員等が製品の確認をするものとする。
28. 機材等の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、設計図書によるほか、監督員の指示による。
29. 完成確認及び完成検査時の電源確保	機器の動作確認、電圧、極性、相回転等確認できるように電源を確保すること。
30. 完成時の操作説明	タイマ、総合盤、動力盤等操作の必要な機器については、使用開始前に操作説明を行うものとする。 また、必要に応じて操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えるものとする。
31. 不正軽油の使用の禁止	市工事の施工に当たり、工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材の搬入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。
32. 社会保険等未加入対策	(1) 適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である建設業者を下請契約（受注者が直接締結する請負契約に限る。）の相手方としてではない。 (2) 下請契約に先立って、選定の候補となる業者について社会保険等の加入状況を確認し、適用除外でないにも関わらず社会保険等が未加入である場合には、早期に加入手続きを進めるよう指導を行うこと。 (3) 受注者は、施工体制台帳・両下請通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
33. その他	設計図書に定められていない事項は監督員に報告し、指示を受けるものとする。

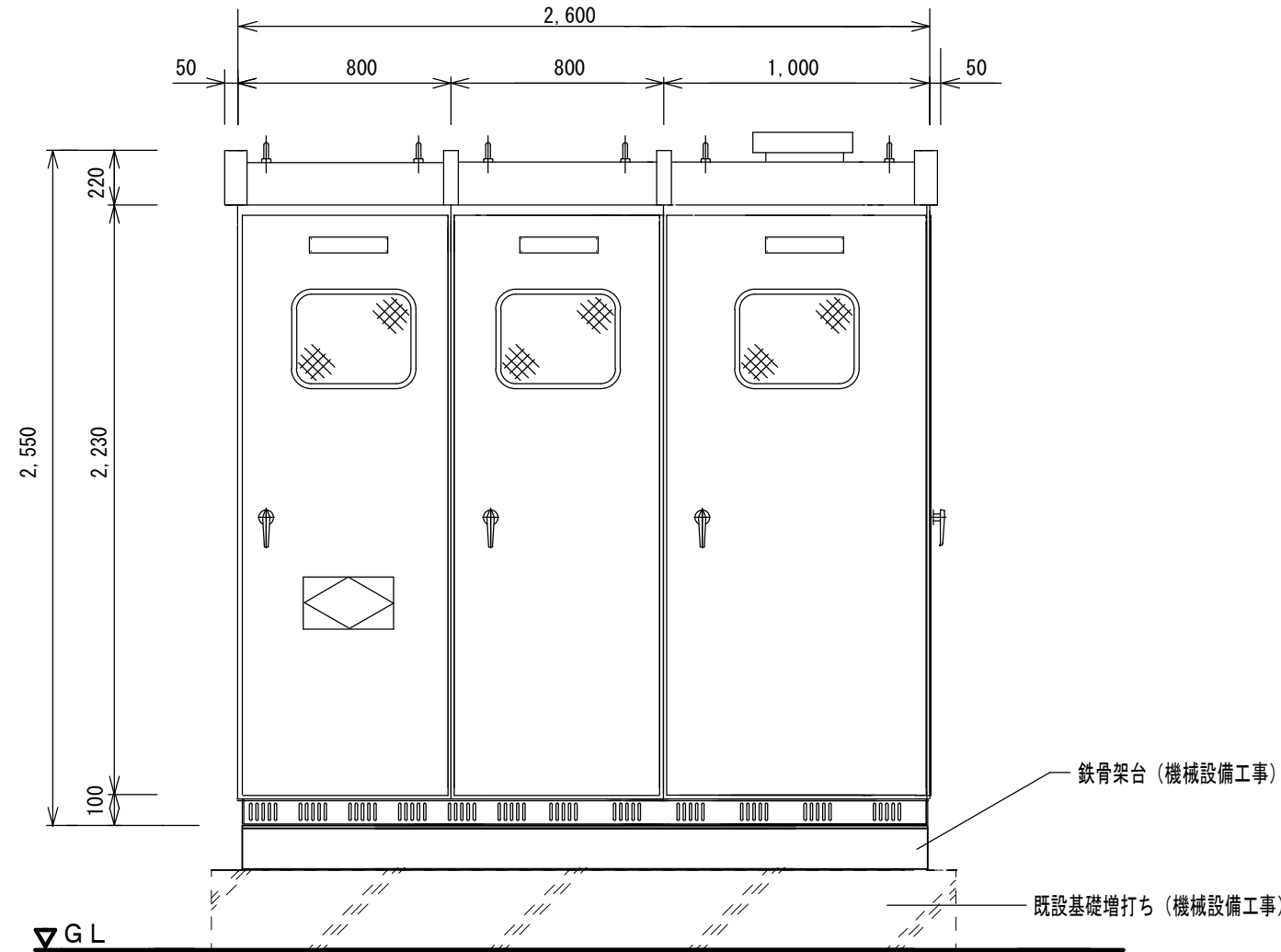
施工仕様
下記の該当する項目を適用する。また、特記事項において選択する事項は、●印のついたものを適用する。

項目	特記事項																																																														
1. 既設設備等の調査	既設設備等の改修を含む場合、他の設備、施設運営に影響をきたさないよう、現地工事着工前に充分な調査を行うこと。 (1) 地中埋設設備 1) 項目 ……埋設配管 ……構造物 ……その他 () 2) 調査範囲 ……埋設ルート ……その他 () (2) 直造及びびつり 1) 項目 ……鉄筋 ●配管 ……その他 () 2) 調査範囲 ……施工部分 ……その他 () (3) 既設との取合い 1) 項目 ……接続箇所 ●埋設箇所 ……その他 () 2) 調査範囲 ……施工部分 ……その他 ()																																																														
2. 施工前の測定等	改修工事にあたっては、工事範囲の既設機器の動作確認及び絶縁測定等を着工前に行い、監督員に報告すること。																																																														
3. 附置施工	(1) 想定される地震に対応するものとする。 (2) 耐震計算を監督員に提出するものとする。																																																														
4. 耐震基準	(1) 適用 機器の取組に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、外観にきず、設計用水平震度は次のとおり。 設計用標準水平震度 (Ks) <table><tr><th rowspan="3">設置場所</th><th rowspan="3">機器種別</th><th colspan="4">耐震安全性の分類</th></tr><tr><th colspan="2">●特定の施設</th><th colspan="2">一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="3">上層階、屋上及び塔屋</td><td>機器</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>2. 0</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td rowspan="3">中間階</td><td>機器</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td rowspan="3">1階及び地下階</td><td>機器</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td><td>0. 6</td><td>0. 4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr><tr><td>水槽類</td><td>1. 5</td><td>1. 0</td><td>1. 0</td><td>0. 6</td></tr></table>	設置場所	機器種別	耐震安全性の分類				●特定の施設		一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0	中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6	1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6
設置場所	機器種別			耐震安全性の分類																																																											
				●特定の施設		一般の施設																																																									
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																										
上層階、屋上及び塔屋	機器	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																										
	防振支持の機器	2. 0	2. 0	2. 0	1. 5																																																										
	水槽類	2. 0	1. 5	1. 5	1. 0																																																										
中間階	機器	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
	防振支持の機器	1. 5	1. 5	1. 5	1. 0																																																										
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
1階及び地下階	機器	1. 0	0. 6	0. 6	0. 4																																																										
	防振支持の機器	1. 0	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
	水槽類	1. 5	1. 0	1. 0	0. 6																																																										
5. はつり	(1) 穴開け及び補修 ……なし ……●あり (2) 溝はけ及び補修 ……●なし ……●あり																																																														
6. あと施工アンカー	性能確認試験及び施工確認試験 ……行う ……行わない																																																														
7. 基礎の配線ビット	基礎に配線ビットを設ける場合、ビットの寸法は敷設するケーブルの曲げ半径、条数、荷束増設時の作業性、事故時の対応、排水等に配慮する。																																																														
8. 配管・配線の耐震処置	建物引込部の配管の耐震処置 ……行う ……行わない 建物のスパン・ジョイント部の配線の耐震処置 ……行う ……行わない																																																														
9. 最上階の埋込配管	最上階のコンクリート屋根スラブへの埋込配管は、原則として行わない。																																																														
10. 露出配管	(1) 雨樋外など水気のある場所に施設する場合は、U字配管を行わない。 (2) 壁面配管で人が容易に触れるおそれのある部分 (2 m以下) の配管には、突起のない支持金物又は保護カバーを使用する。 (3) 通廊部分では床配管を避け、天井配管の場合は原則 2. 1 m以上とする。 (4) 監督員の指示がある場合は、上記に拘わらずその指示に従う。																																																														
11. 合成樹脂管	(1) 合成樹脂管の管端には、プッシングを取り付ける。 (2) 原則として露出する露出には使用しない。(P F管)																																																														
12. 金属製電線管等の塗装	(1) 露出配管、露出ボックス、鋼製ブルボックス等のうち下記の部分には、塗装を施す。 1) 屋外、屋内 (電気室、機械室、E P S、厨房、廊下) ……その他建築意匠上必要な箇所。 2) 図面に特記なき場合は、溶融亜鉛メッキ鋼材製のボウル及びアームは塗装しなくてもよい。ただし、図面に指示がある場合はその指示による。 3) 電気、水気のある場所及びコンクリート埋込みの金属製位置ボックスの内面には絶縁性防錆塗料を十分に塗布すること。(監督員が指示した場所を除く。) 4) 枝状貫通部の金属配管には禁止め塗装を施すこと。 (2) 塗装はエポキシプライマー1層の下地処理のうえ、監督員の指定する色にて割合合計2回塗りとする。 (3) 屋形部ブルボックスは指定色及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色併装塗料を塗布する。ただし、指定場所及びその他建築意匠上、必要な箇所の露出ブルボックスは指定色併装塗料を塗布する。ただし、長さ 1 m以下の部分は省略することができる。																																																														
13. 導入線	通線を行わない配管及び配線は抜き差しによるとなった配管には、導入線 (φ 1. 2 mm以上の樹脂被覆鉄線) を導入する。ただし、長さ 1 m以下の部分は省略することができる。																																																														
14. ボックス類	位置ボックス及びジョイントボックス類は、図面に特記なき場合、原則として金属製とする。																																																														
15. 軽量開閉付のボックス	軽量開閉仕切に位置ボックスを固定する場合は、ボルト等により堅固に固定する。																																																														
16. ブルボックス	(1) 屋形部及び特別に製作された特殊形状又は大きいもの (一边が 6 0 0 mm以上のもの) は、製作図を提出する。 (2) ケーブルボックスと露出配管等の接続部は、ケーブルリング接続等による。ただし、既設ブルボックスに接続する場合は防水パテ等でシーリングを行う。 (3) 屋形部ブルボックスはボルト・ナット部が突出しない構造とし、取付部にはコーキングを行う。																																																														
17. ボルト・ナット類	屋外に使用する支持金物及びボルト、ナット部で特記のないもの ・ステンレス ……溶融亜鉛メッキ仕上げ																																																														
18. ケーブル及び配線	(1) 表示 下記の箇所、ケーブル等に行き先等表示札 (ケーブル種別及びサイズ、行き先、用途等を表示。) を取り付ける。 ① ケーブル分岐部分 ② ブルボックス内 ③ マンホール及びハンドホールと (2) ケーブル余長 1) 地中線状の場合、マンホール、ハンドホール内でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ……4箇所 ……() 箇所 2) 架空線状の場合、電柱上でケーブル余長を見込む箇所数 ・2箇所 ……4箇所 ……() 箇所																																																														
19. 高圧ケーブル端末処理	高圧ケーブルの端末処理部、直結接続部等に処理者銘板 (屋内/外共に、線名、作業日、氏名等を表示。) を取り付ける。																																																														

津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		縮尺 —
図面名称	電気設備 特記仕様書（１）	原因：Ａ２
津市建設部営繕課		No. ETK-01

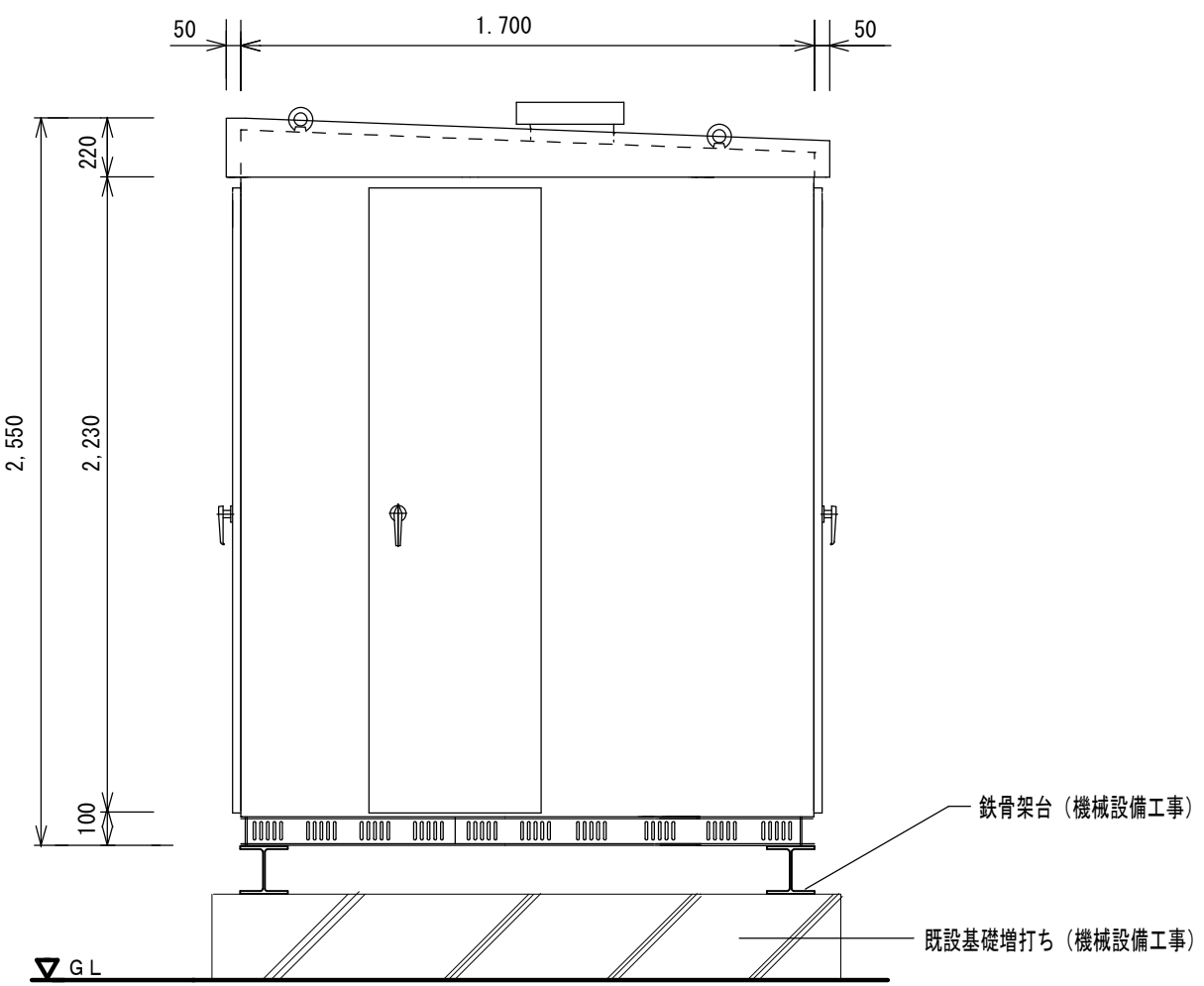


◎：端子台



高圧受電盤 低圧電灯盤 低圧動力盤

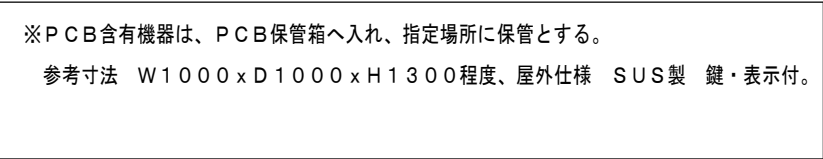
受変電設備 正面図



受変電設備 側面図

津市立草生小学校

※ 注 記	株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号143379				工 事 名		原 因	
	TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115 伊 藤 公				津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2	
	日 付		担 当		承認			
					図 面 名		縮 尺	図 面 番 号
					新設 受変電設備 単線結線図・姿図		A2:S=NON	E-01

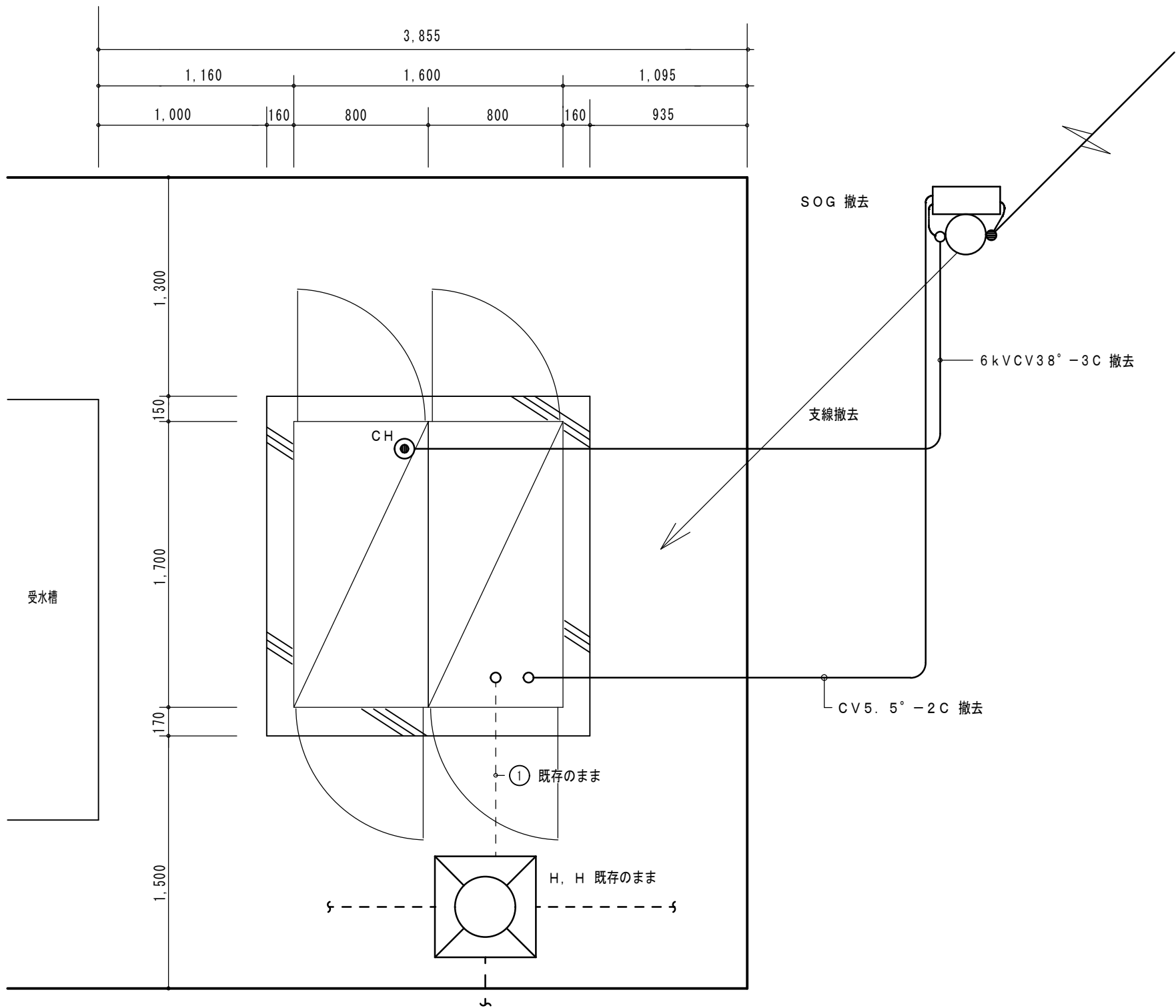


※ 注 記

日 付			担 当	承認

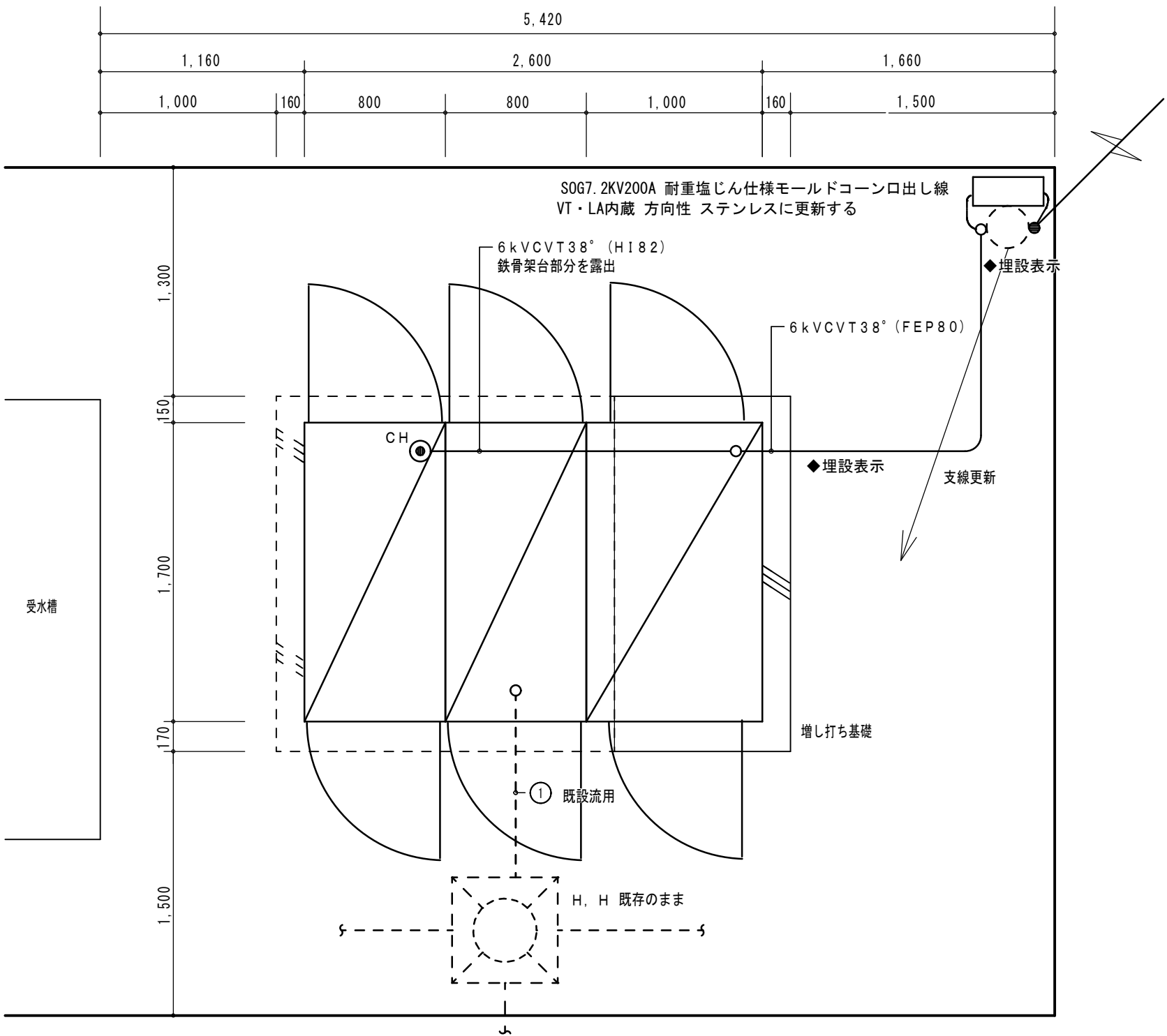
工 事 名		原 図
津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室空調設備設置工事		A 2
図 面 名	縮 尺	図 面 番 号
既設 受変電設備 単線結線図	A2:S=NON	E-02

キュービクル廻り 詳細図（現況）S=1／3 0



①	CV38°-3C (H154)	L-1 (1φ)
	CV38°-3C (H154)	L-2 (1φ)
	CV22°-3C (H142)	L-3 (1φ)
	CV38°-3C (H154)	厨房 (3φ)
	FP14°-3C (H142)	消火ポンプ (3φ)
	CV5. 5°-3C, E2. 0 (H128)	揚水ポンプ (3φ)
	CV5. 5°-3C, E2. 0 (H128)	汚水 (3φ)
	CV38°-3C (H154)	体育館 (1φ)
	CV14°-3C (H154)	プール (1φ)
	CV14°-3C (H154)	プール (3φ)
	CV38°-3C (H154)	エアコン (3φ)
	CV14°-3C (H154)	図書館AC (3φ)
	CV8°-3C (H154)	生ゴミ処理機 (3φ)

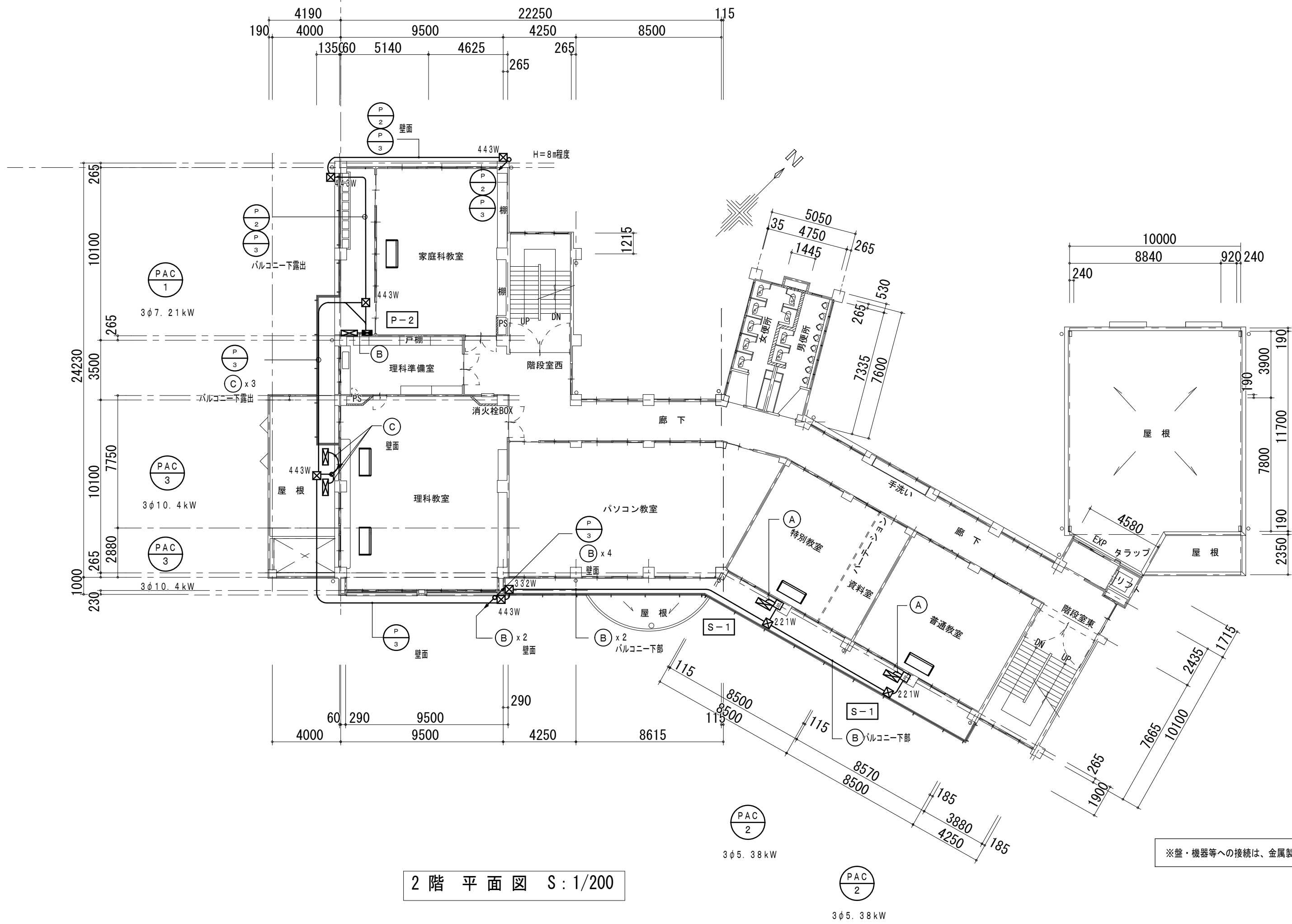
キュービクル廻り 詳細図（改修後）S=1／3 0



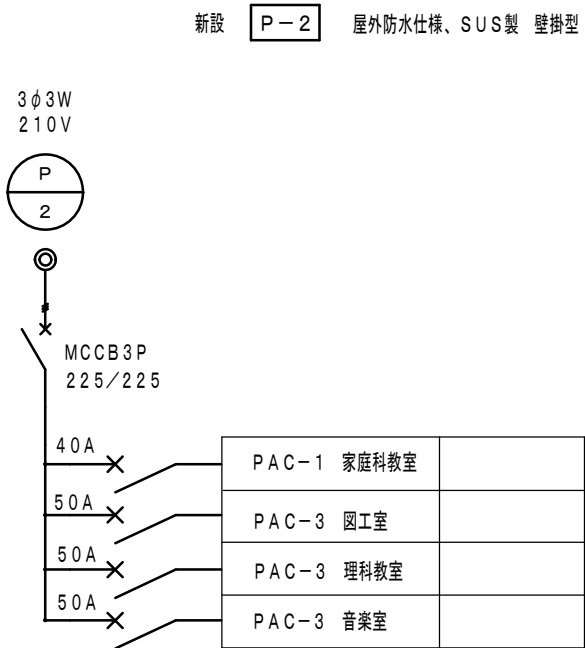
記号	負荷名	ケーブル	露出配管	埋設配管
P 1	P-1	CVT60° E22°	HIVE (54)	FEP (65)
P 2	P-2	CVT150° E22°	HIVE (82)	FEP (100)

津市立草生小学校

※ 注 記		株式会社 中部都市建築設計事務所			1級建築士大臣登録番号143379		伊 藤 公		工 事 名		原 図
		TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115							津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A2
		日 付		担 当		承 認		図 面 名		縮 尺	図 面 番 号
								受変電設備廻り詳細図		A2:S=1/30	E-03



2 階 平 面 図 S : 1/200



ELCB3P50/40A x 1
ELCB3P50/50A x 3

S 手元開閉器図		
S-1	ELCB3P30A	屋外壁掛型 SUS製
S-2	ELCB3P50A	屋外壁掛型 SUS製

P 1	CVT14E5.5 (H136)
P 2	CVT100E14 (H170)
P 3	CVT100E14 (H170)

A	CV5.5-4C (H128)
B	CV8-4C (H128)
C	CVT14E5.5 (H136)

☒ 221W	200x200x100 SUS WP
☒ 332W	300x300x200 SUS WP
☒ 443W	400x400x300 SUS WP

※壁・機器等への接続は、金属製可とう電線管（ビニル被覆防水）を使用すること

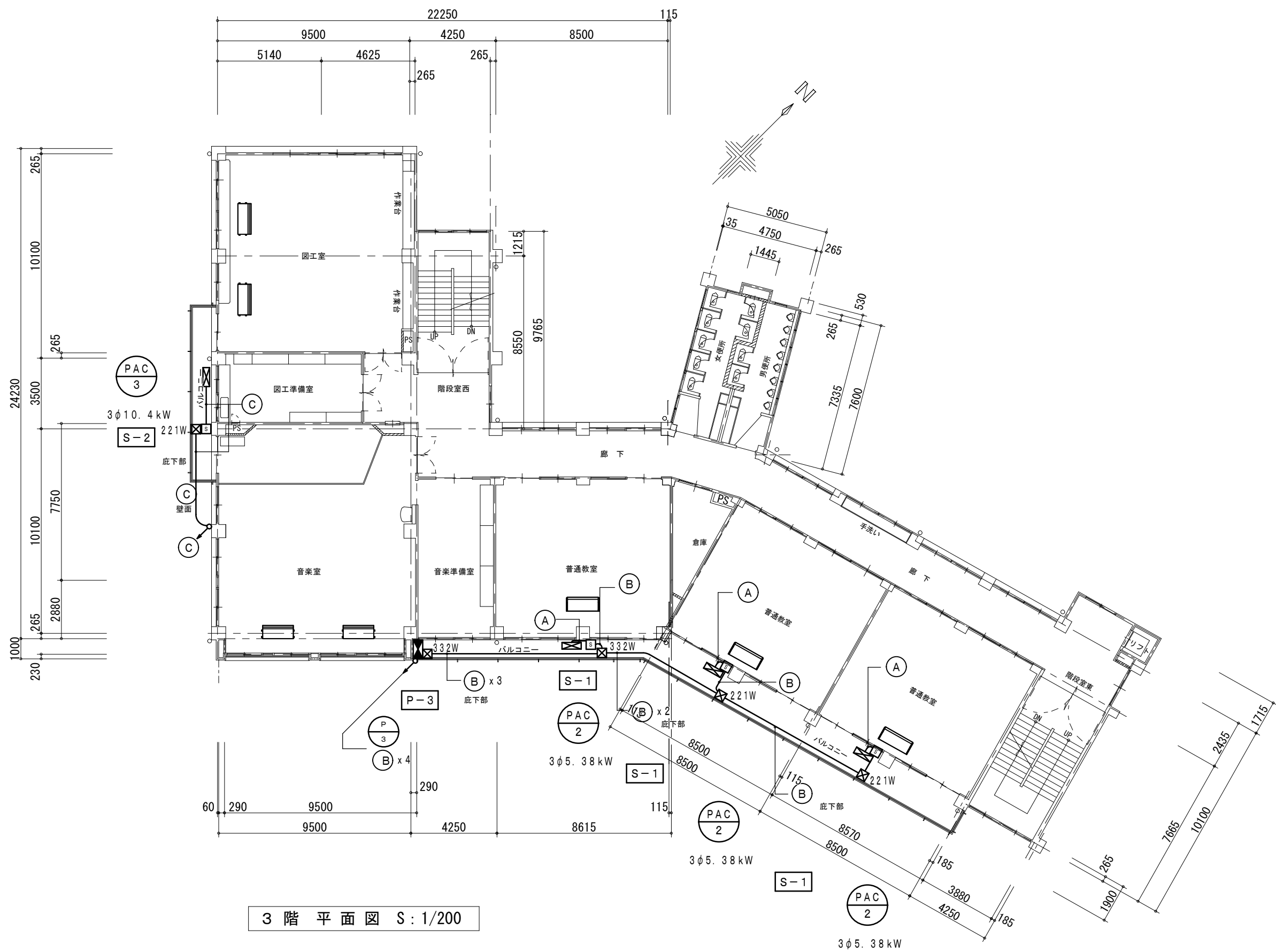
津市立草生小学校

※注記

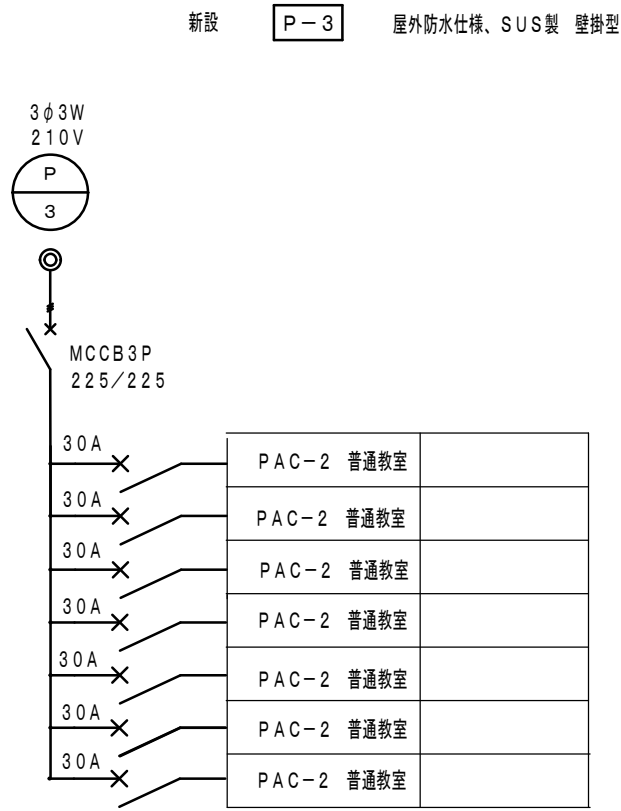
株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号143379
TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115 伊 藤 公

日付	担当	承認

工 事 名	原 図	
津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事	A2	
図 面 名	縮 尺	図 面 番 号
電気設備 2階平面図	A2:S=1/200	E-05



3 階 平 面 図 S:1/200



ELCB3P50/30Ax7

S 手元開閉器図		
S-1	ELCB3P30A	屋外壁掛型 SUS製
S-2	ELCB3P50A	屋外壁掛型 SUS製

P 1	CVT14E5.5 (H136)
P 2	CVT100E14 (H170)
P 3	CVT100E14 (H170)

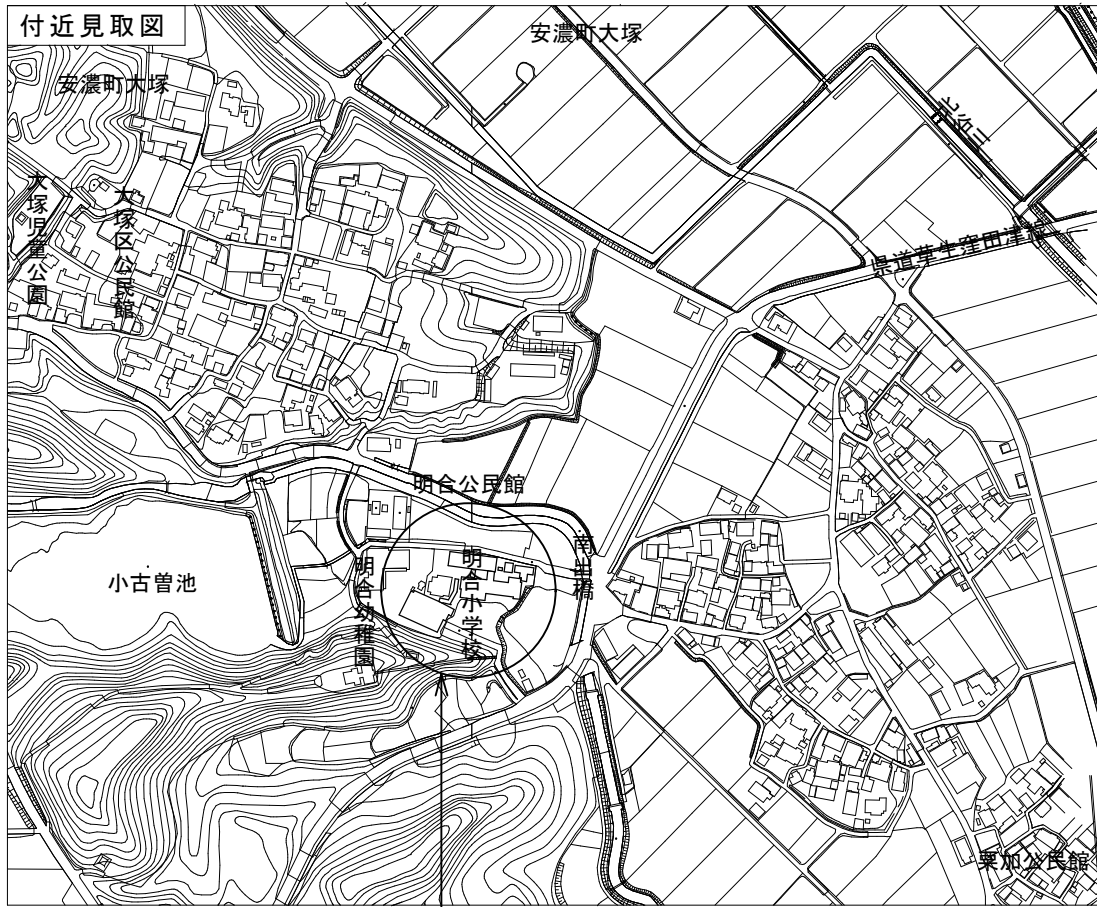
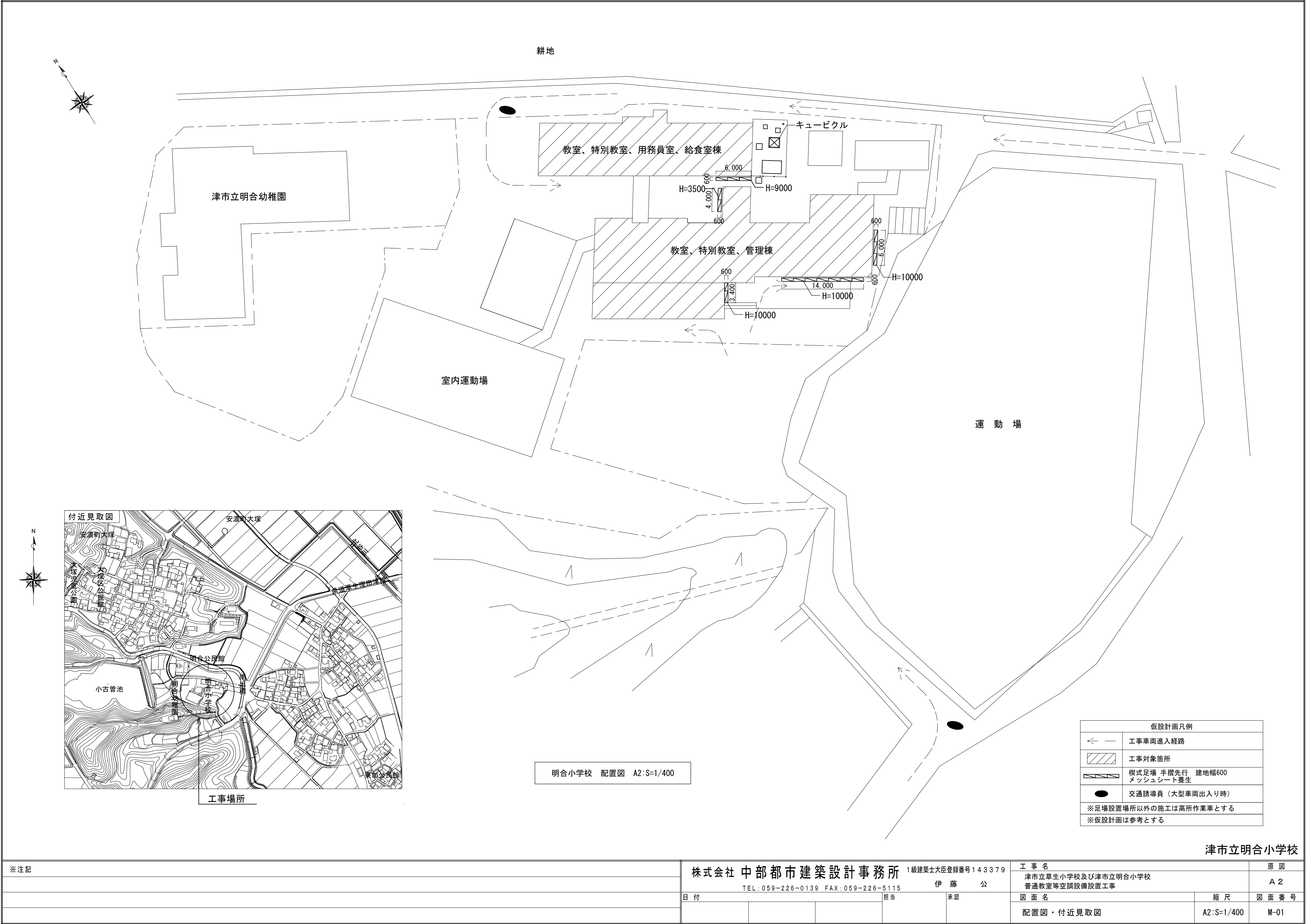
A	CV5.5-4C (H128)
B	CV8-4C (H128)
C	CVT14E5.5 (H136)

☒ 221W	200x200x100 SUS WP
☒ 332W	300x300x200 SUS WP

※盤・機器等への接続は、金属製可とう電線管（ビニル被覆防水）を使用すること

津市立草生小学校

※注記	株式会社 中部都市建築設計事務所			1級建築士大臣登録番号143379		工 事 名		原 図
	TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115			伊 藤 公		津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2
	日 付			担 当		図 面 名		縮 尺
						電気設備 3階平面図		A2:S=1/200
								E-06



仮設計画凡例	
	工事車両進入経路
	工事対象箇所
	模式足場 手摺先行 建地幅600 メッシュシート養生
	交通誘導員（大型車両出入り時）
※足場設置場所以外の施工は高所作業車とする	
※仮設計画は参考とする	

明合小学校 配置図 A2:S=1/400

津市立明合小学校

※注記	株式会社 中部都市建築設計事務所				1級建築士大臣登録番号143379		工 事 名		原 図			
	TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115				伊 藤 公		津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2			
	日 付				担 当		承 認		図 面 名		縮 尺	図 面 番 号
									配置図・付近見取図		A2:S=1/400	M-01

空調機器リスト

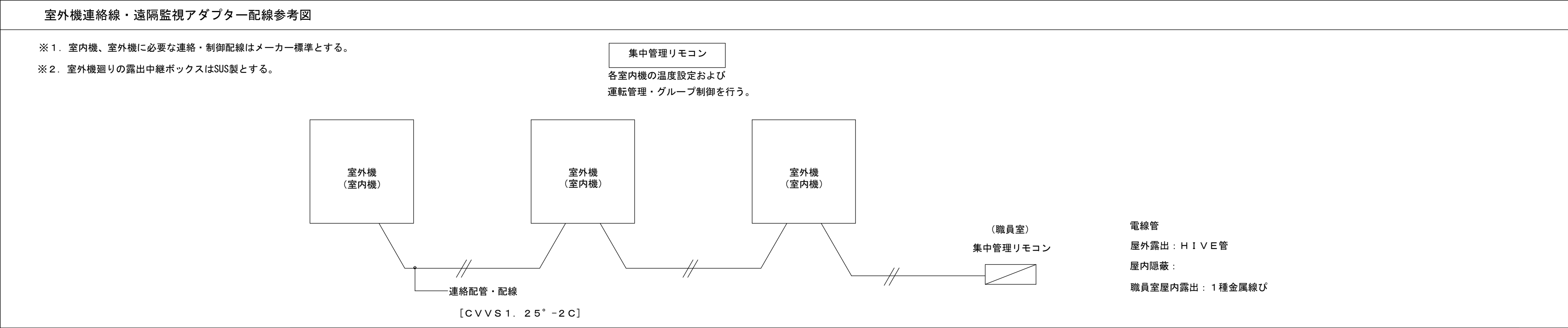
明合小学校

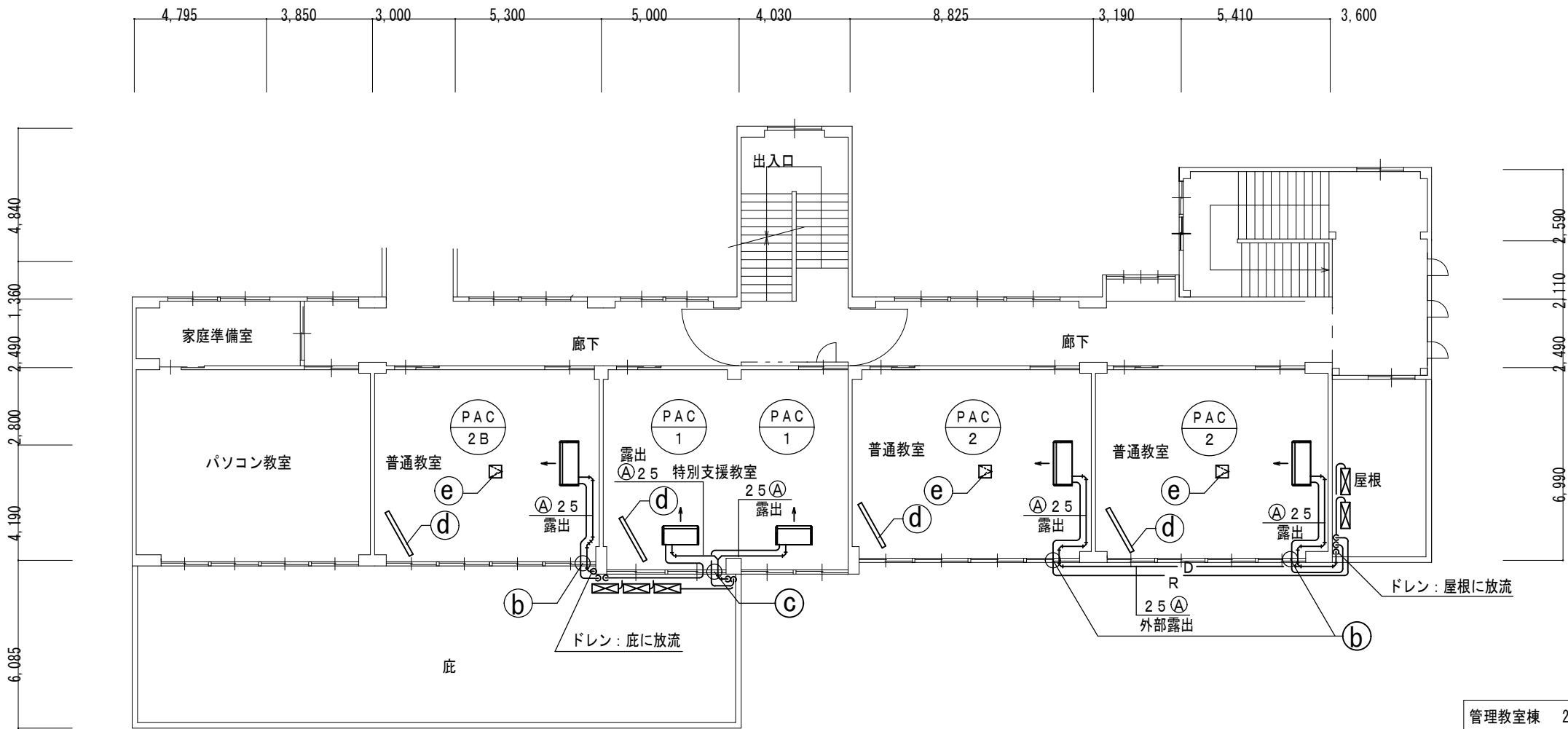
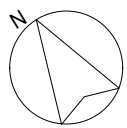
記 号	名 称 (参考型番)	形 式 ・ 仕 様		電 気 容 量					A P F	台数	設 置 場 所 備 考	室 外 機 基 礎
				φ	V	消費電力kW		圧縮機kW				
PAC 1	空冷ヒートポンプ	形 式	天井吊形（3馬力）	3	200	冷房 2.10	1.70	内 0.091	5.0	2	2F特別支援教室x2	既成コンクリート架台 L＝500 (ゴムシート敷き)
	パッケージエアコン	冷房能力	7.1（3.2～ 8.0） kW			暖房 2.25		外 0.070				
		暖房能力	8.0（3.6～ 9.5） kW			低温 2.49						
	附属品	ワイヤレスリモコン、										
		転倒防止支持金具、他付属品一式										
PAC 2	空冷ヒートポンプ	形 式	天井吊形（6馬力）	3	200	冷房 5.38	2.99	内 0.15	4.7	3	2F普通教室 x 2	既成コンクリート架台 L＝500 (ゴムシート敷き)
	パッケージエアコン	冷房能力	14.0（6.3～16.0） kW			暖房 4.65		外 0.211			2F普通教室 x 1 (付属棟)	
		暖房能力	16.0（7.2～20.0） kW			低温 7.10						
	附属品	ワイヤレスリモコン、										
		防護ネット、										
PAC 2A	空冷ヒートポンプ	形 式	天井吊形（6馬力）	3	200	冷房 5.38	2.99	内 0.15	4.7	2	1F普通教室	現場打ち基礎 (ゴムシート敷き)
	パッケージエアコン	冷房能力	14.0（6.3～16.0） kW			暖房 4.65		外 0.211			1F図工室	
		暖房能力	16.0（7.2～20.0） kW			低温 7.10						
	附属品	ワイヤレスリモコン、										
		防護ネット、										
PAC 2B	空冷ヒートポンプ	形 式	天井吊形（6馬力）	3	200	冷房 5.38	2.99	内 0.15	4.7	2	2F普通教室 x 1	既成コンクリート架台 L＝500 (ゴムシート敷き)
	パッケージエアコン	冷房能力	14.0（6.3～16.0） kW			暖房 4.65		外 0.211			2F普通教室 x 1 (付属棟)	
		暖房能力	16.0（7.2～20.0） kW			低温 7.10						
	附属品	ワイヤレスリモコン、										
		転倒防止支持金具、他付属品一式										
PAC 3	空冷ヒートポンプ	形 式	天井吊形 同時ツイン （10馬力）	3	200	冷房 10.4	5.70	内0.15x2	4.3	1	3F音楽室（付属棟）	既成コンクリート架台 L＝500 (ゴムシート敷き)
	パッケージエアコン	冷房能力	25.0（11.3～28.0） kW			暖房 8.65		外0.292				
		暖房能力	28.0（12.6～35.0） kW			低温 11.5		+0.292				
	附属品	ワイヤレスリモコン、分岐管、										
		防護ネット、										
PAC 4	空冷ヒートポンプ	形 式	天井吊形 （8馬力）	3	200	冷房 7.21	4.61	内0.135	4.2	1	1F理科室（付属棟）	既成コンクリート架台 L＝500 (ゴムシート敷き)
	パッケージエアコン	冷房能力	20.0（10.1～22.4） kW			暖房 6.48		+0.135				
		暖房能力	22.4（10.1～28.0） kW			低温 7.35		外0.292				
	附属品	ワイヤレスリモコン、										
		防護ネット、										
注 記	運転特性、能力はJIS条件による。 電源容量値は参考とする。 空調機トップランナー基準改定仕様とする。 冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 室外機－室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。 リモコン配線共本工事とする。 室外機・室内機共耐震振れ止め、転倒防止を施す事。 機器は同等品以上とする。 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。 但し該当しない機器については製造者標準仕様による。											
(現場打ち基礎設置機器) 室外機はSUS製ボルトにて固定、Wナットにて締付けの事。 アンカーはケミカルアンカー仕様。 室外機は防振ゴムシート（t＝10以上）を敷くこと。												

空調機器リスト		明合小学校										
記 号	名 称 (参考型番)	形 式 ・ 仕 様	電 気 容 量					A P F	台数	設 置 場 所 備 考	室 外 機 基 礎	
			φ	V	消費電力 kW		圧縮機 kW					送風機 kW
ACP 1	空冷ヒートポンプ	形 式 厨房用 天井吊形 (5馬力)	3	200	冷房 5.38	2.41	内0.13	3.8	1	1F給食室(付属機)	壁付ブラケット架台 (溶融垂鉛メッキ)	
	パッケージエアコン	冷房能力 12.5(5.7~14.0) kW			暖房 4.65		外0.211					
		暖房能力 14.0(6.3~18.0) kW			低温 7.62							
		附属品 ワイヤードリモコン、	※機器能力は各メーカー基準より室内機能力(厨房用)を100%満たす適切な能力を選定すること。									
		防護ネット、										
ACP 2		他付属品一式										
	空冷ヒートポンプ	形 式 厨房用 天井吊形 同時ツイン (6馬力)	3	200	冷房 6.49	2.99	内0.06x2	4.1	1	1F給食室(付属機)	壁付ブラケット架台 (溶融垂鉛メッキ)	
	パッケージエアコン	冷房能力 14.0(6.3~16.0) kW			暖房 5.17		外0.211					
		暖房能力 16.0(7.2~20.0) kW			低温 7.50							
		附属品 ワイヤードリモコン、分岐管、	※機器能力は各メーカー基準より室内機能力(厨房用)を100%満たす適切な能力を選定すること。									
	防護ネット、											
		他付属品一式										
SC 1	集中管理リモコン	形 式 タッチパネル式集中管理コントローラー	1	100					1	職員室		
		アイコン表示、カラータッチ画面										
注 記	運転特性、能力はJIS条件による。 電源容量値は参考とする。 空調機トップランナー基準改定仕様とする。 冷媒ガスはオゾン破壊係数ゼロとする。 室外機-室内機間の2次側配線は冷媒管と抱き合わせの上本工事とする。 リモコン配線共本工事とする。 機器は同等品以上とする。 機器の製作仕様は国土交通省仕様とする。 但し該当しない機器については製造者標準仕様による。											

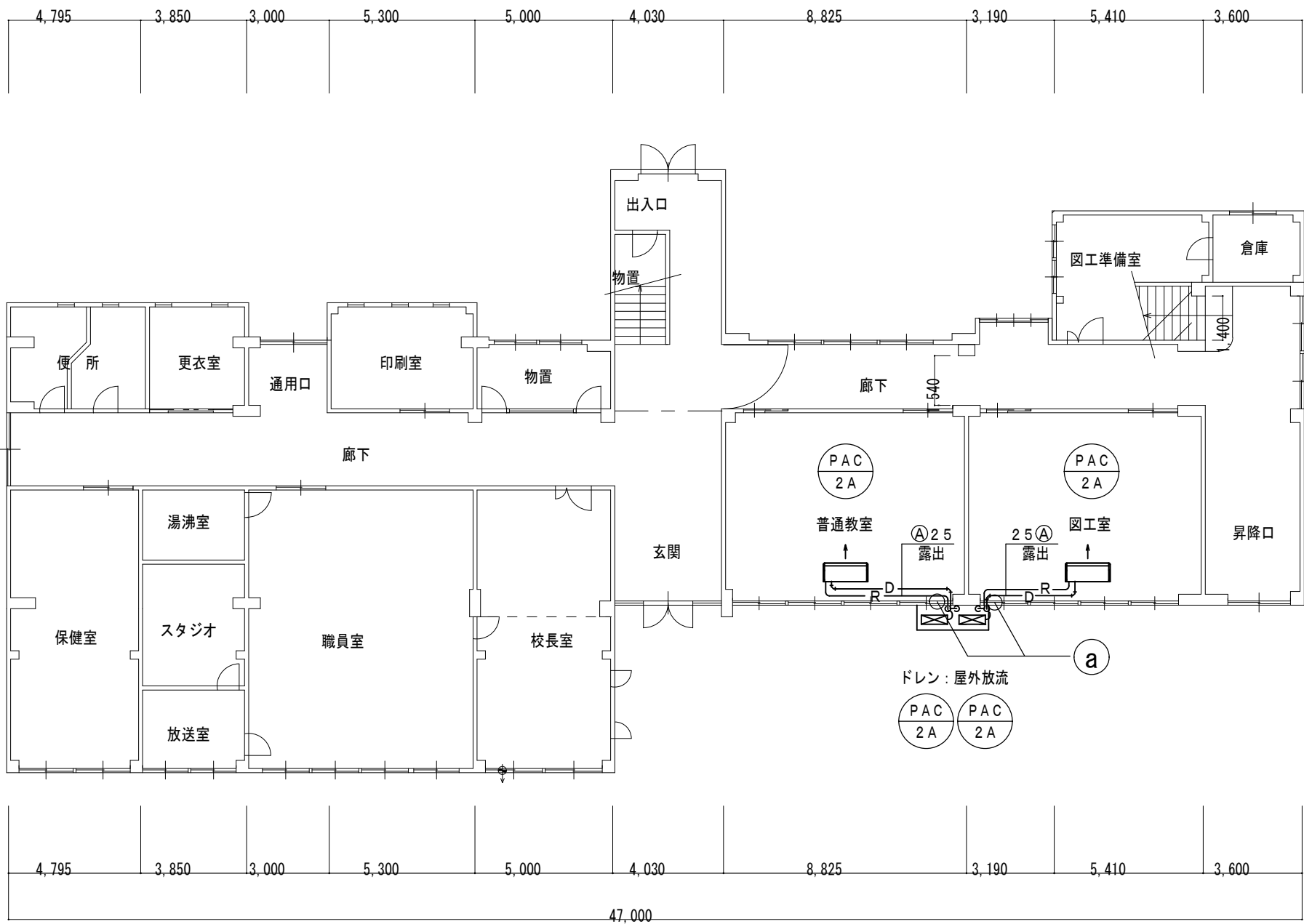
津市立明合小学校

※ 注 記	株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号 143379 TEL: 059-226-0139 FAX: 059-226-5115 伊 藤 公			工 事 名 津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事	原 図
	日 付	担当	承認	図 面 名 縮 尺 図 面 番 号	
				空調設備 機器表 A2:S=--- M-02	





管理教室棟 2 階 平 面 図



管理教室棟 1 階 平 面 図

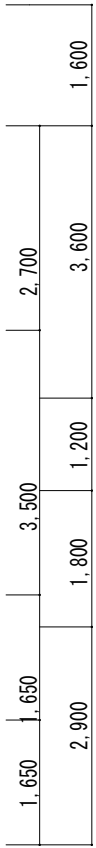
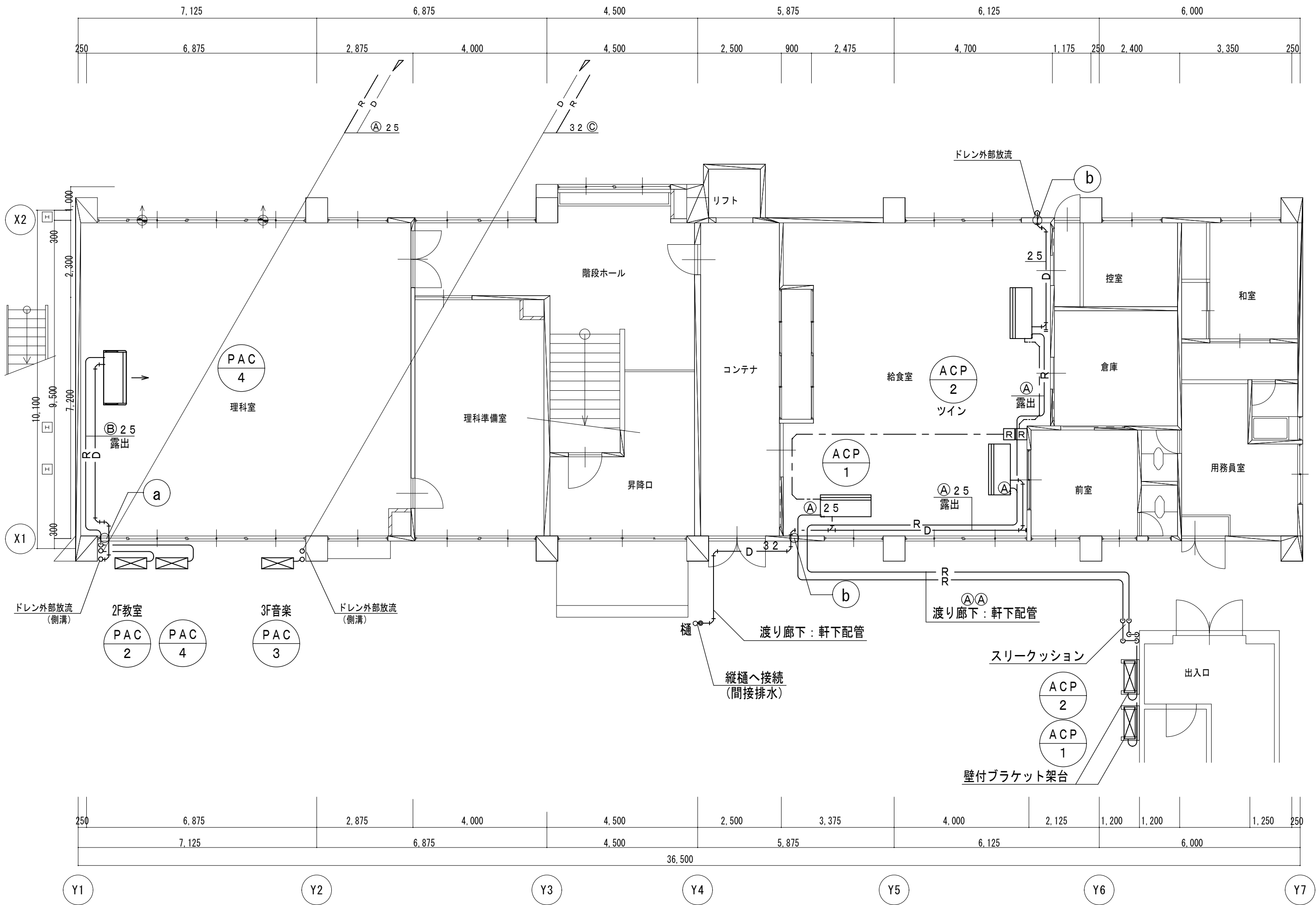
凡例	
a	既設サッシ改修 すりガラス t3.0 W850xH400 撤去 アルミパネル t3.0 W300xH400 新設 強化透明ガラス t5.0 W460xH860 新設 縦桟W40、障子ストッパー共 アルミパネル t3.0 強化透明ガラス t5.0
b	既設サッシ改修 1/50 アルミパネル t3.0 強化透明ガラス t5.0
c	既設サッシ改修 フロートガラス t3.0 W790xH970 撤去 アルミパネル t3.0 W300xH970 新設 強化透明ガラス t5.0 W460xH970 新設 縦桟W40、障子ストッパー共 アルミパネル t3.0 強化透明ガラス t5.0
d	既設サッシ改修 1/50 スクリーン W1700×H500 撤去
e	天井点検口 7#ミ製 450×450

冷媒配管配線セットサイズ表 (参考)			
記号	液	ガス	渡り配線
Ⓐ	9. 5 φ	15. 9 φ	VVF-2. 0-3C
Ⓑ	9. 5 φ	25. 4 φ	VVF-2. 0-3C
Ⓒ	12. 7 φ	25. 4 φ	VVF-2. 0-3C

内外渡り配線は冷媒管抱き合わせ配線とする。
屋内露出配管、及び屋内露出立ち下げ配管は
カーテン、家具等に邪魔にならない様に施工を行う事

津市立明合小学校

※ 注 記		株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号143379			工 事 名		原 図
		TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115 伊 藤 公			津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2
		日 付	担当	承認	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号
					空調設備 教室、特別教室、管理棟 1,2階平面図	A2:S=1/200	M-04



冷媒配管配線セットサイズ表 (参考)			
記号	液	ガス	渡り配線
Ⓐ	9. 5 φ	15. 9 φ	VVF-2. 0-3 C
Ⓑ	9. 5 φ	25. 4 φ	VVF-2. 0-3 C
Ⓒ	12. 7 φ	25. 4 φ	VVF-2. 0-3 C

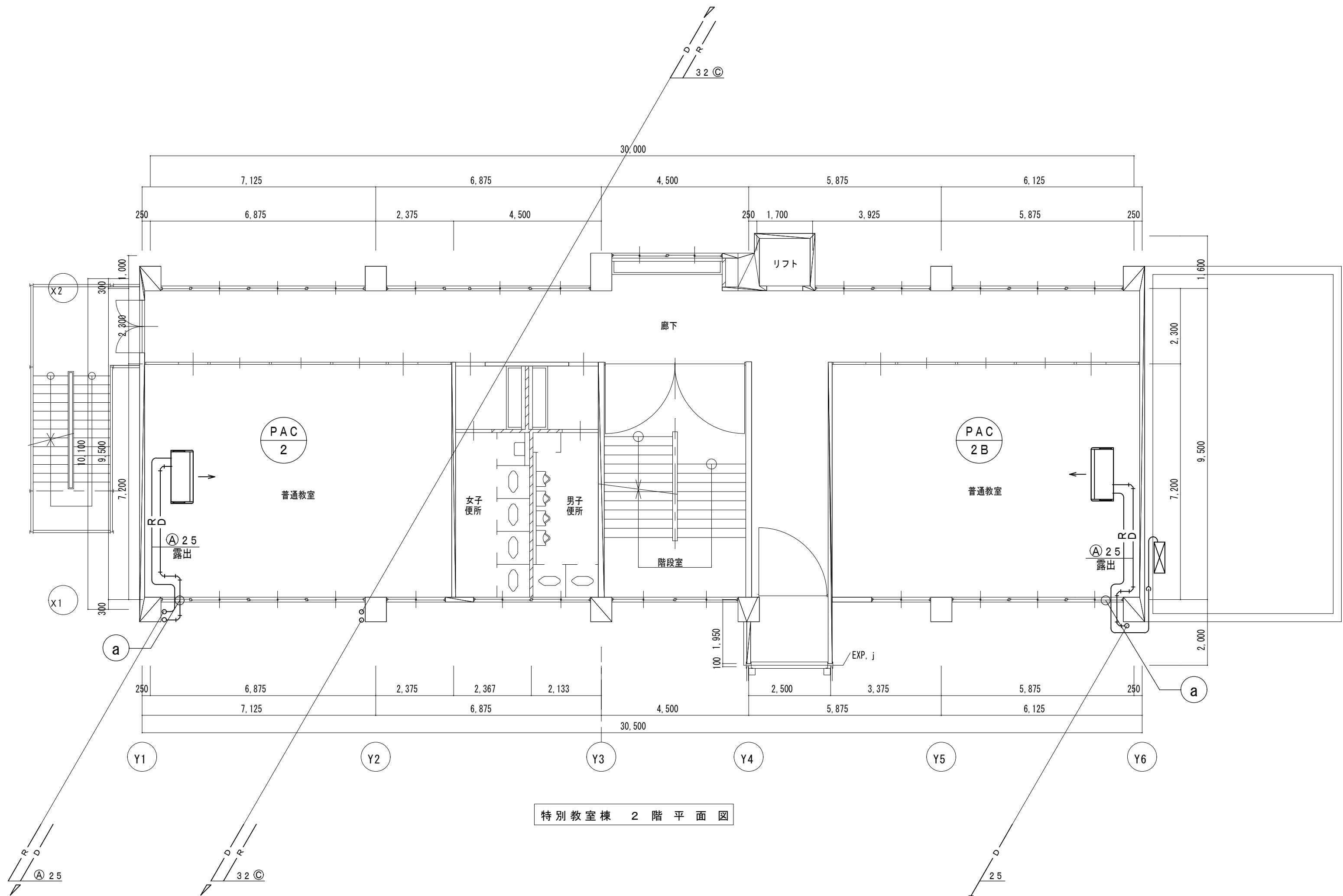
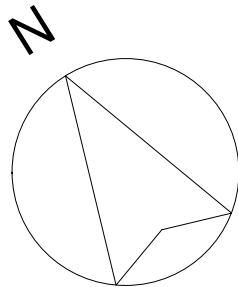
内外渡り配線は冷媒管抱き合わせ配線とする。
屋内露出配管、及び屋内露出立ち下げ配管はカーテン、家具等に邪魔にならない様に施工を行う事

特別教室棟 1 階 平 面 図

凡例	
a	既設サッシ改修 フロートガラスt3.0 W860xH760 撤去 アルミパネル t3.0 W300xH760 新設 強化透明ガラス t5.0 W520xH760 新設 縦桟W40、障子ストッパー共
b	外壁 穴あけ 100φ

津市立明合小学校

※ 注 記		株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号143379			工 事 名		原 図
		TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115 伊 藤 公			津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2
		日 付	担 当	承 認	図 面 名	縮 尺	図 面 番 号
					空調設備 教室、特別教室、用務員室、給食室棟 1階平面図	A2:S=1/100	M-05



特別教室棟 2 階 平面 図

冷媒配管配線セットサイズ表 (参考)			
記号	液	ガス	渡り配線
Ⓐ	9. 5 φ	15. 9 φ	VVF-2. 0-3C
Ⓑ	9. 5 φ	25. 4 φ	VVF-2. 0-3C
Ⓒ	12. 7 φ	25. 4 φ	VVF-2. 0-3C
内外渡り配線は冷媒管抱き合わせ配線とする。 屋内露出配管、及び屋内露出立ち下げ配管はカーテン、家具等に邪魔にならない様に施工を行う事			

凡例

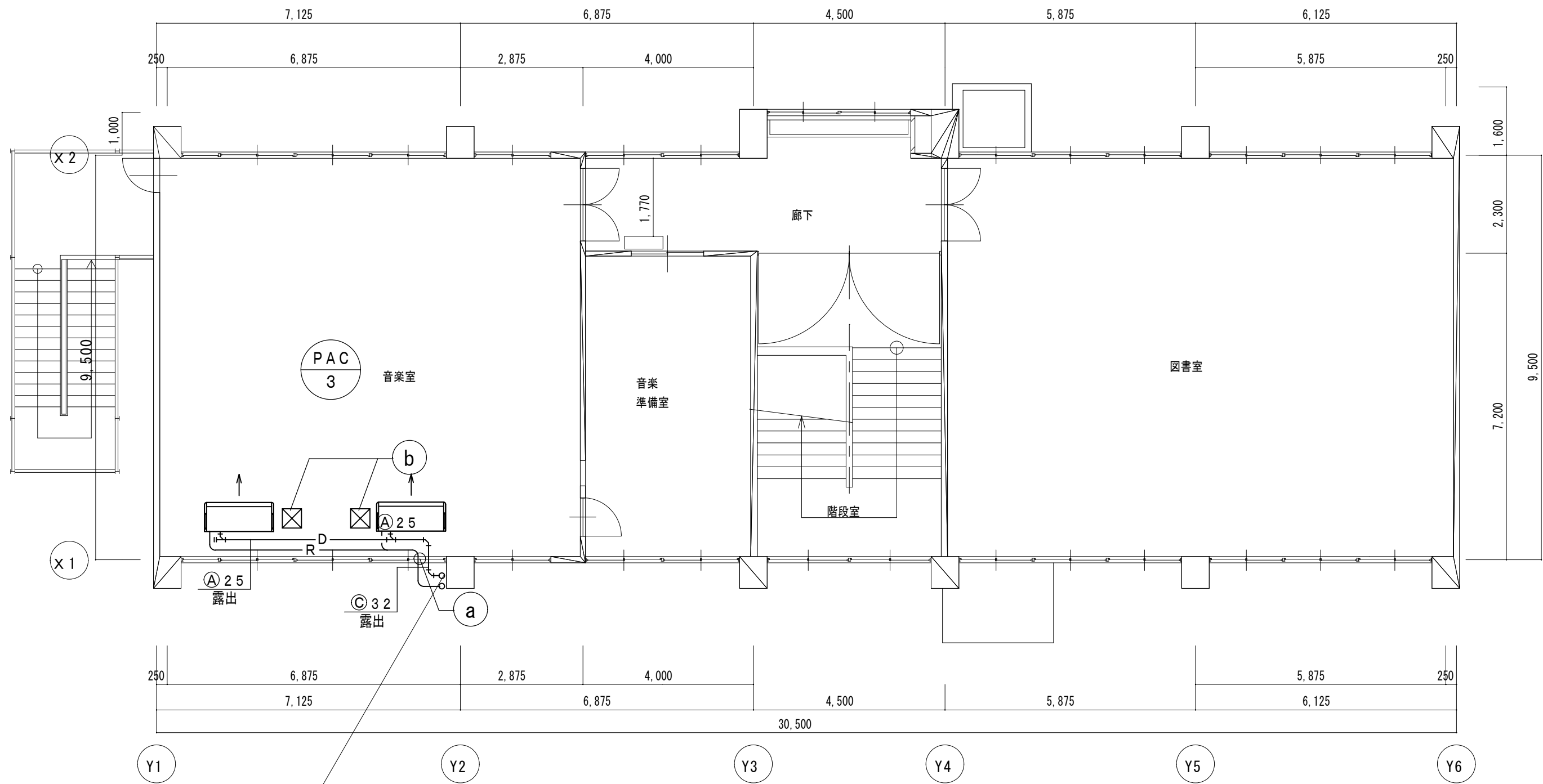
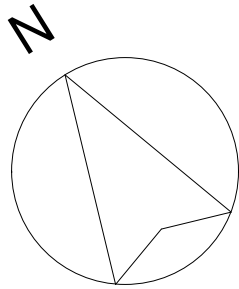
Ⓐ

既設サッシ改修
フロートガラス t3.0 W860xH780 撤去
アルミパネル t3.0 W300xH780 新設
強化透明ガラス 5.0 W520xH780 新設
縦桟W40、障子ストッパー共

既設サッシ改修 1/50

津市立明合小学校

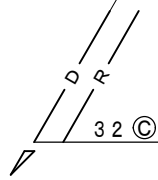
※ 注 記	株式会社 中部都市建築設計事務所			1級建築士大臣登録番号143379	工 事 名		原 図
	TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115			伊 藤 公	津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2
	日 付			担 当	承認	図 面 名	図 面 番 号
						縮 尺	
						A2:S=1/100	M-06

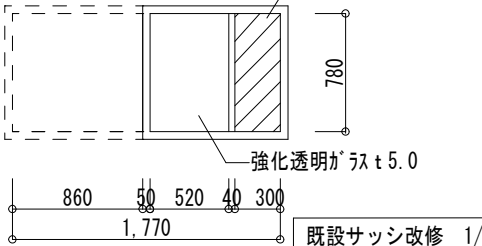


特別教室棟 3 階 平 面 図

冷媒配管配線セットサイズ表 (参考)			
記号	液	ガス	渡り配線
Ⓐ	9. 5φ	15. 9φ	VVF-2. 0-3C
Ⓑ	9. 5φ	25. 4φ	VVF-2. 0-3C
Ⓒ	12. 7φ	25. 4φ	VVF-2. 0-3C

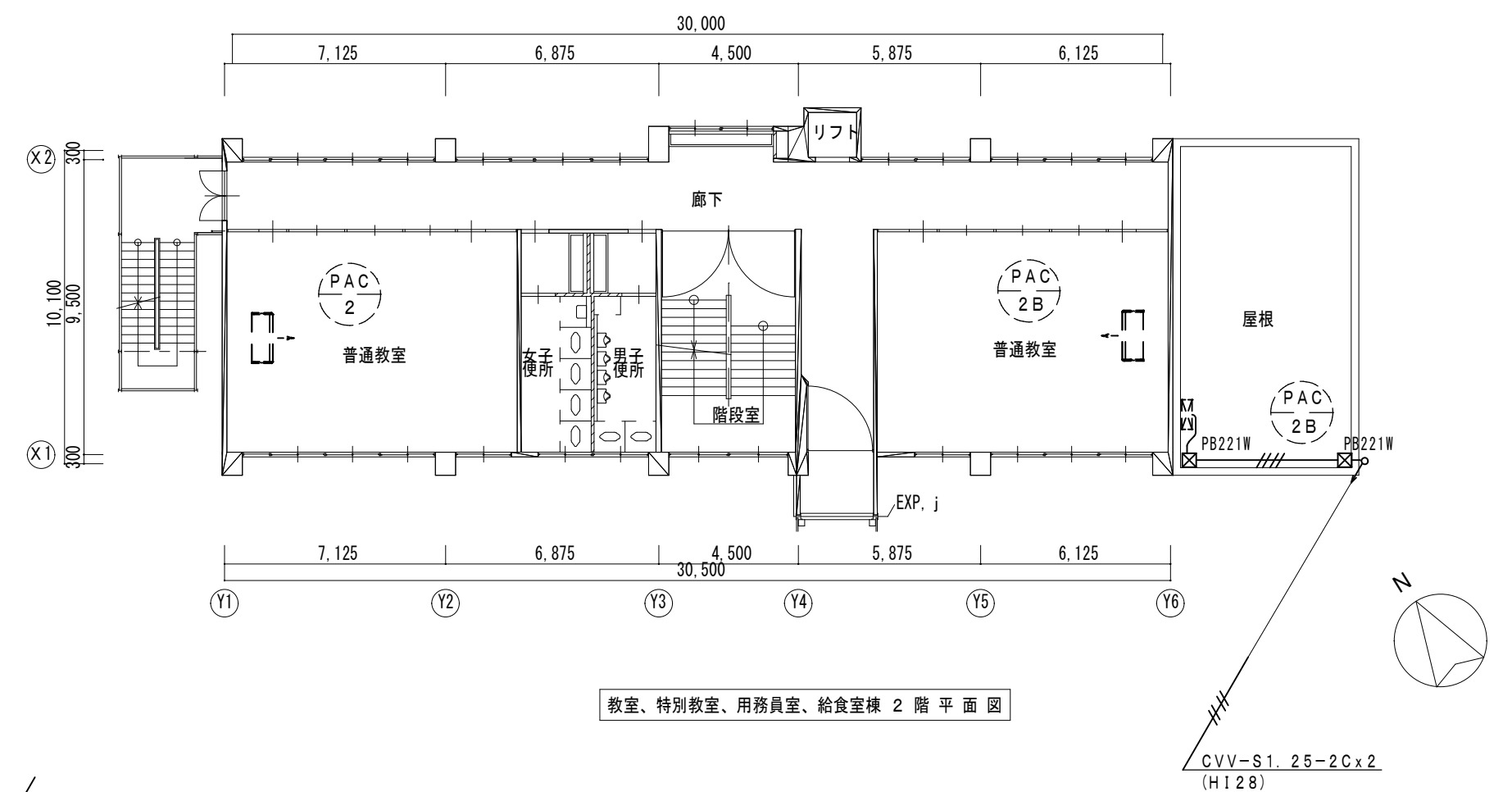
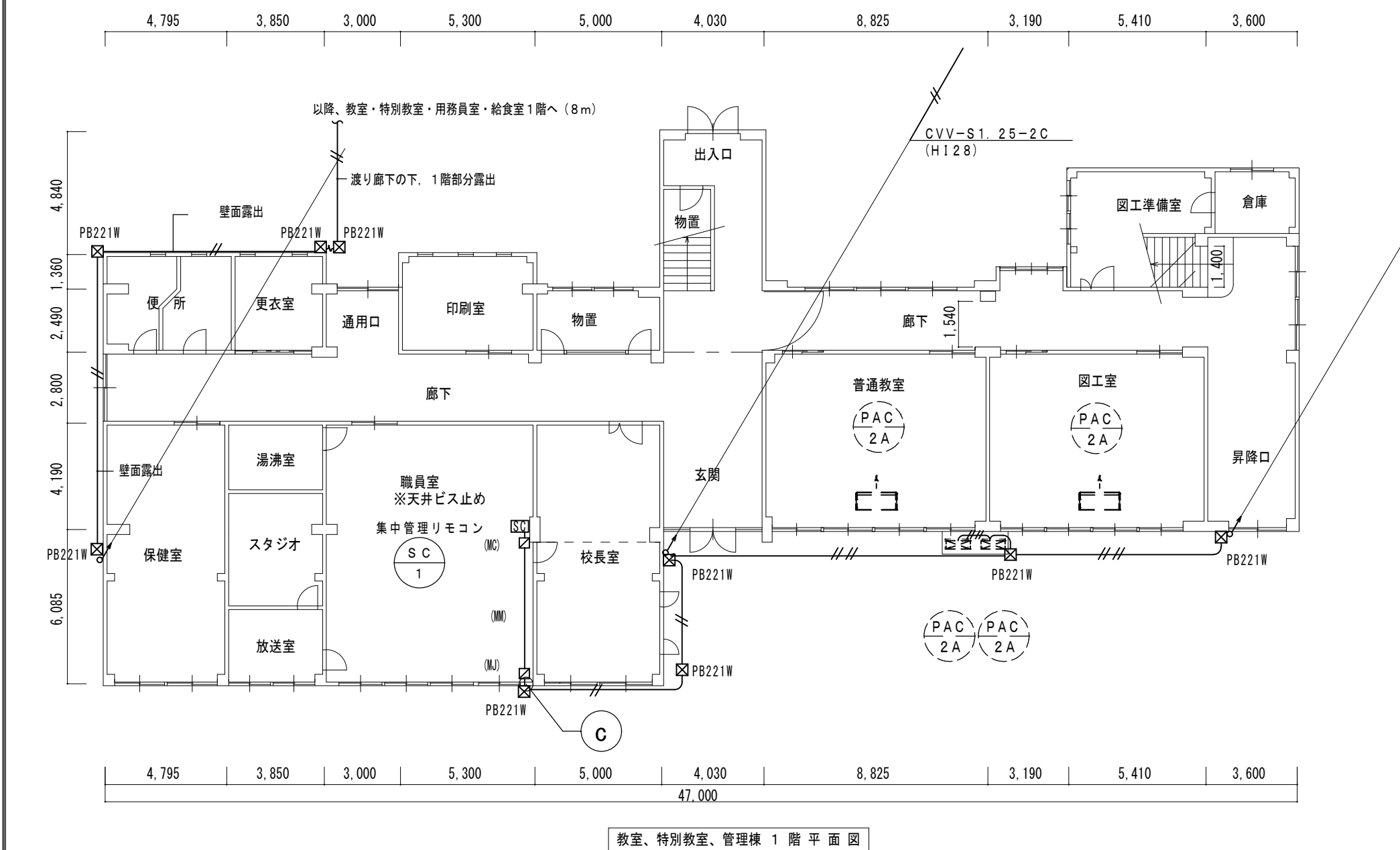
内外渡り配線は冷媒管抱き合わせ配線とする。
屋内露出配管、及び屋内露出立ち下げ配管は
カーテン、家具等に邪魔にならない様に施工を行う事



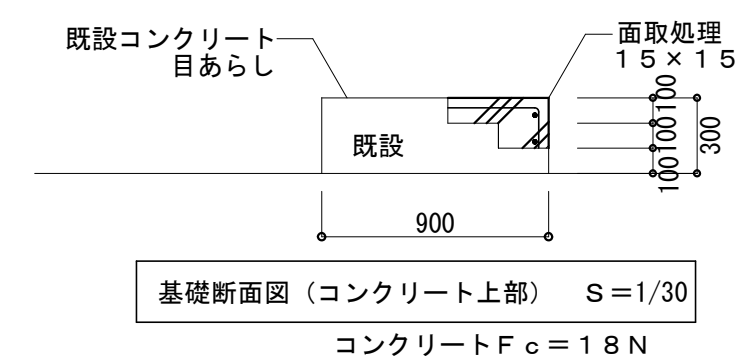
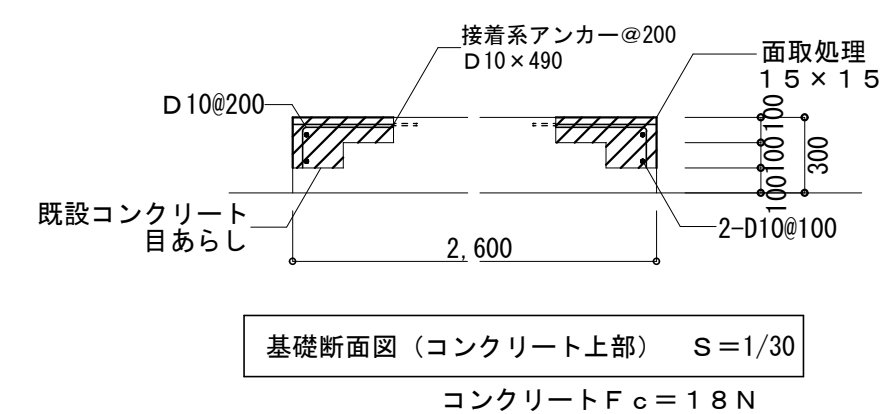
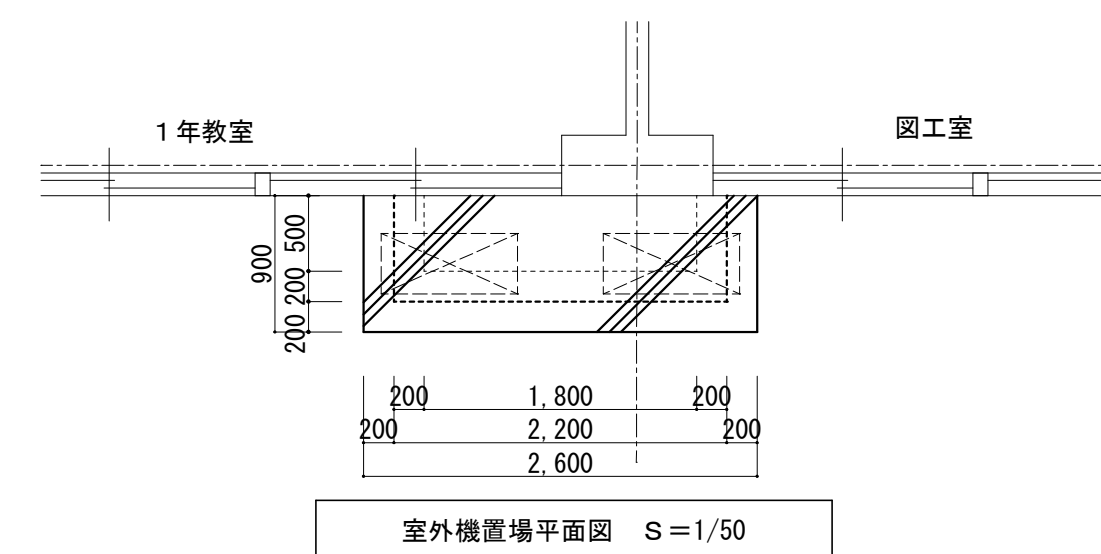
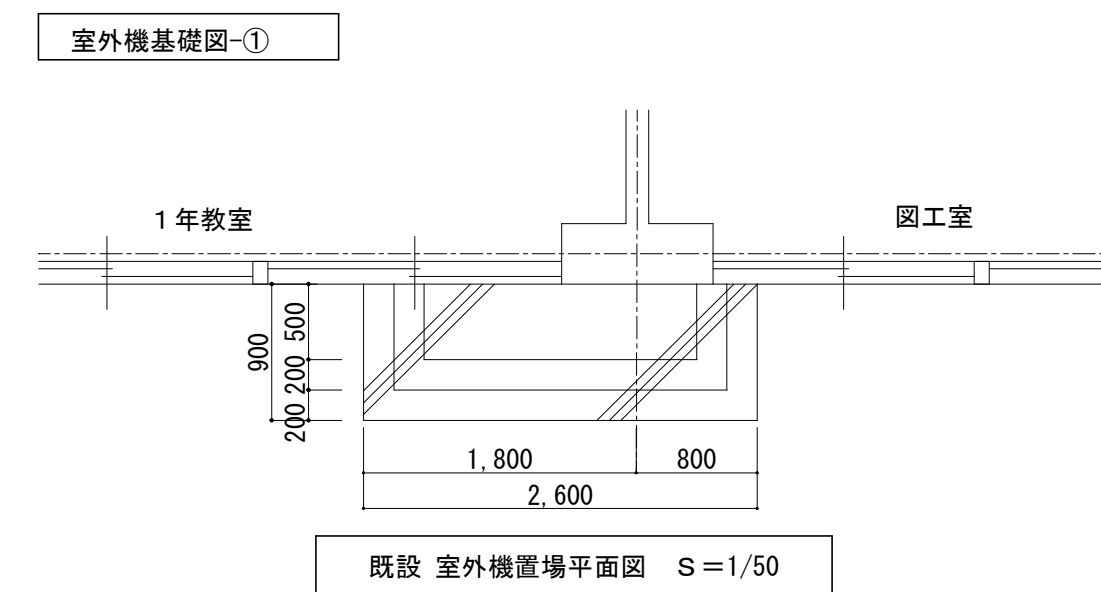
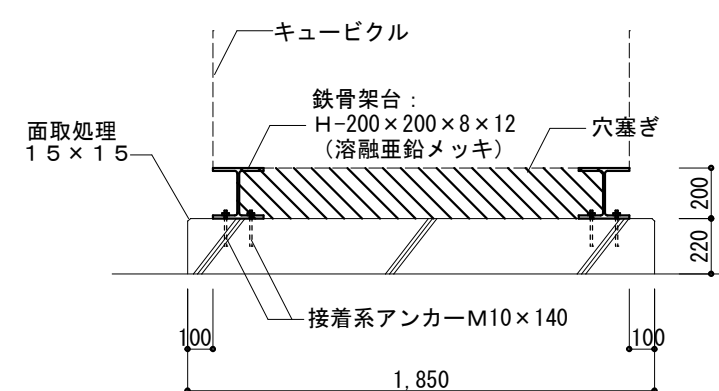
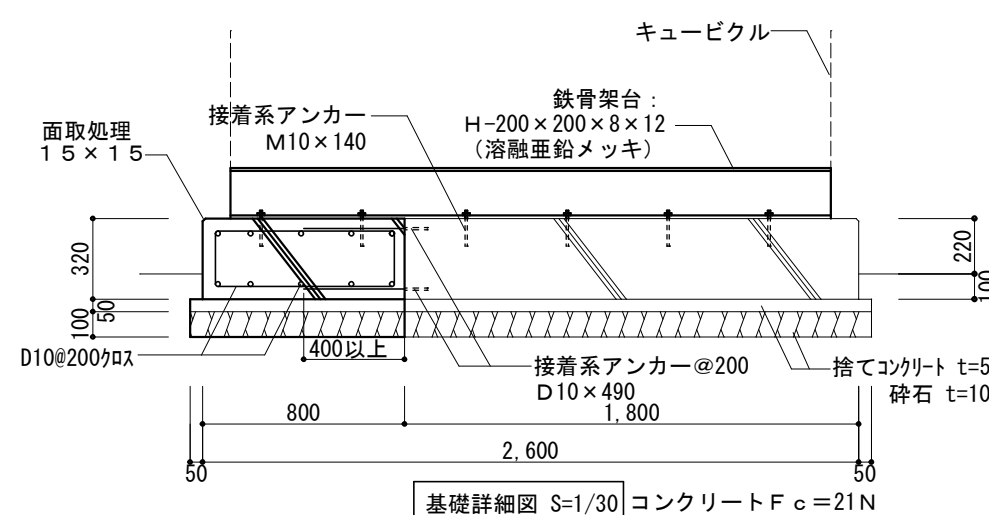
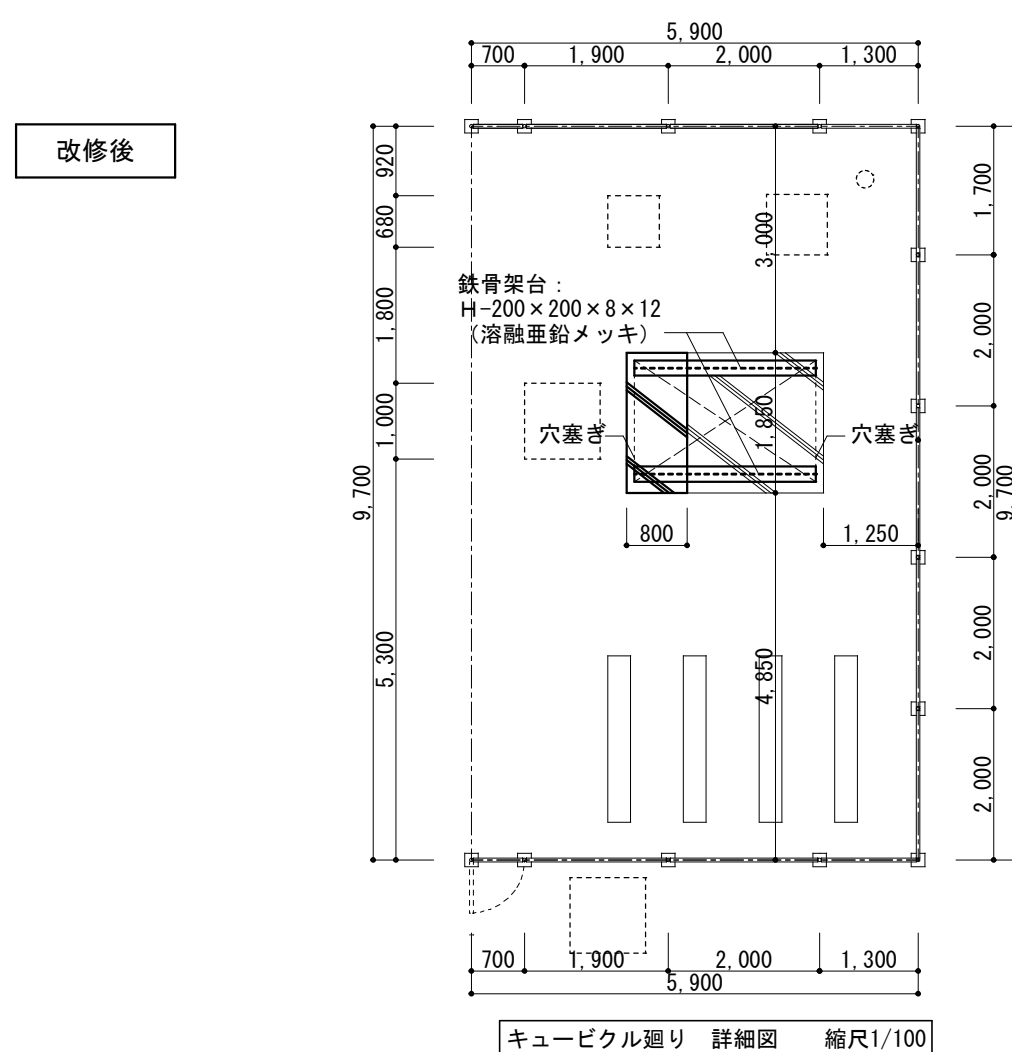
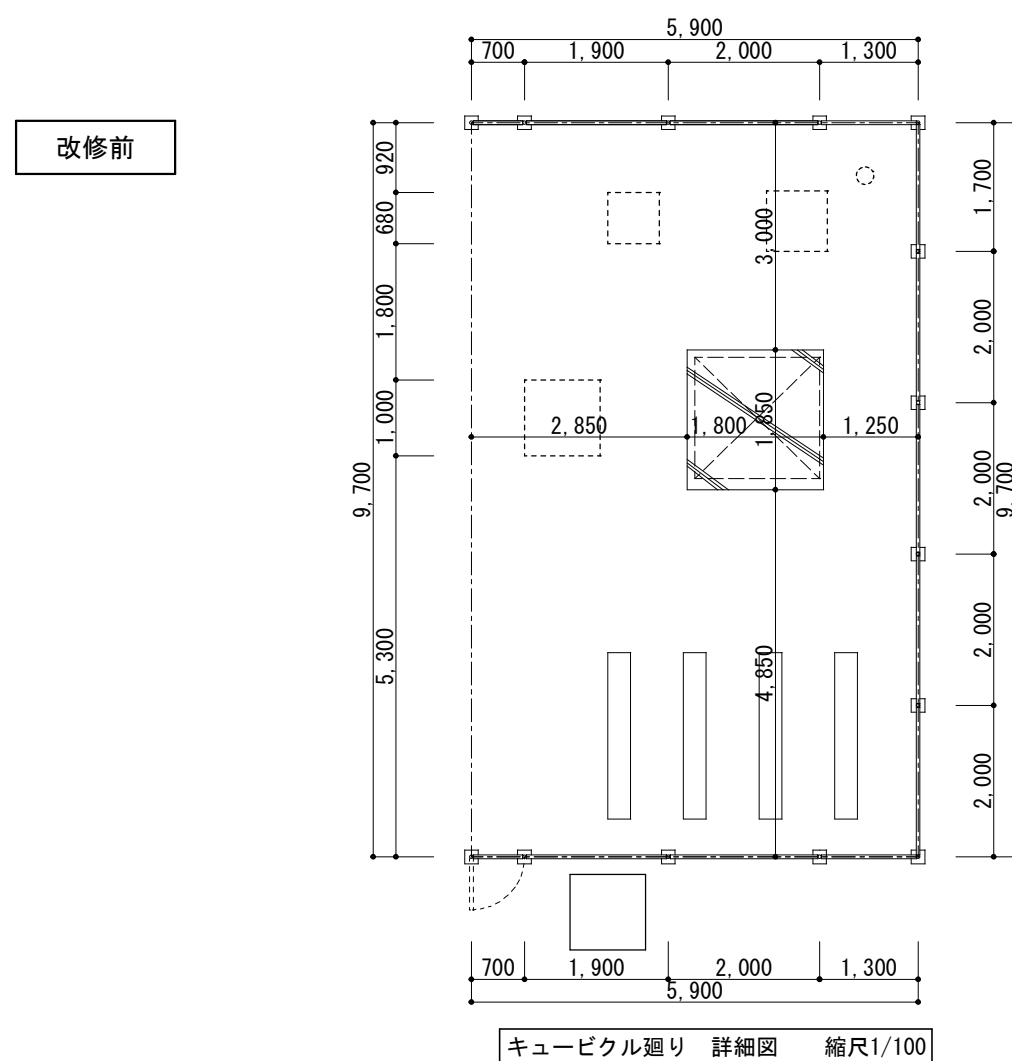
凡例	
a	既設サッシ改修 フロートガラス t3.0 W860xH780 撤去 アルミパネル t3.0 W300xH780 新設 強化透明ガラス t5.0 W520xH780 新設 縦桟W40、障子ストッパー共 
b	天井点検口 アルミ製 450×450

津市立明合小学校

※ 注 記				株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号143379				工 事 名		原 図					
				TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115 伊 藤 公				津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2					
				日 付		担 当		承 認		図 面 名		縮 尺		図 面 番 号	
										空調設備 教室、特別教室、用務員室、給食室棟 3階平面図		A2:S=1/100		M-07	

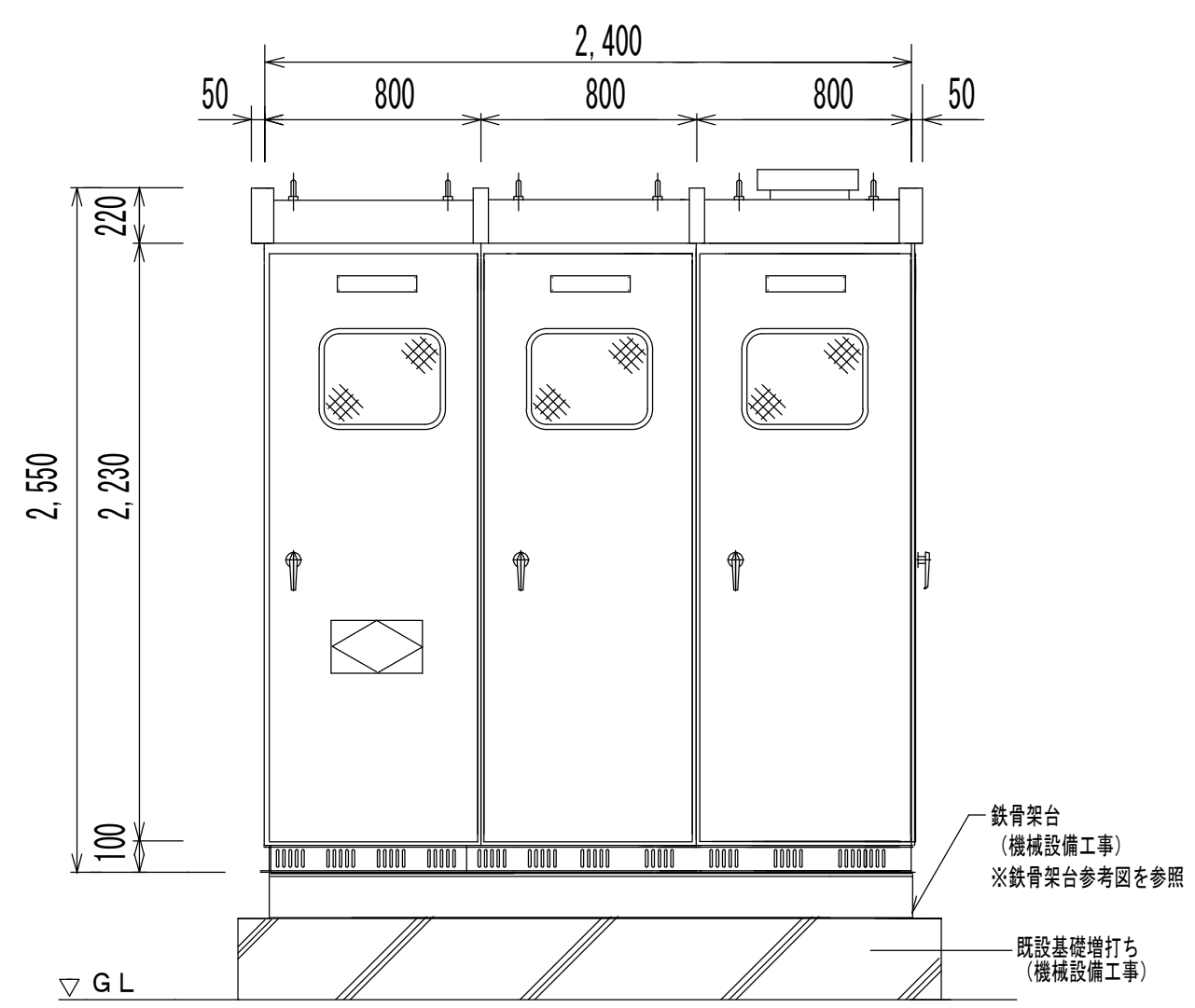


※注記	株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号143379 TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115 伊 藤 公			工 事 名 津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事	原 図 A 2
	日 付	担 当	承認	図 面 名 空調制御設備 平面図	縮 尺 A2:S=1/200
					図 面 番 号 M-08



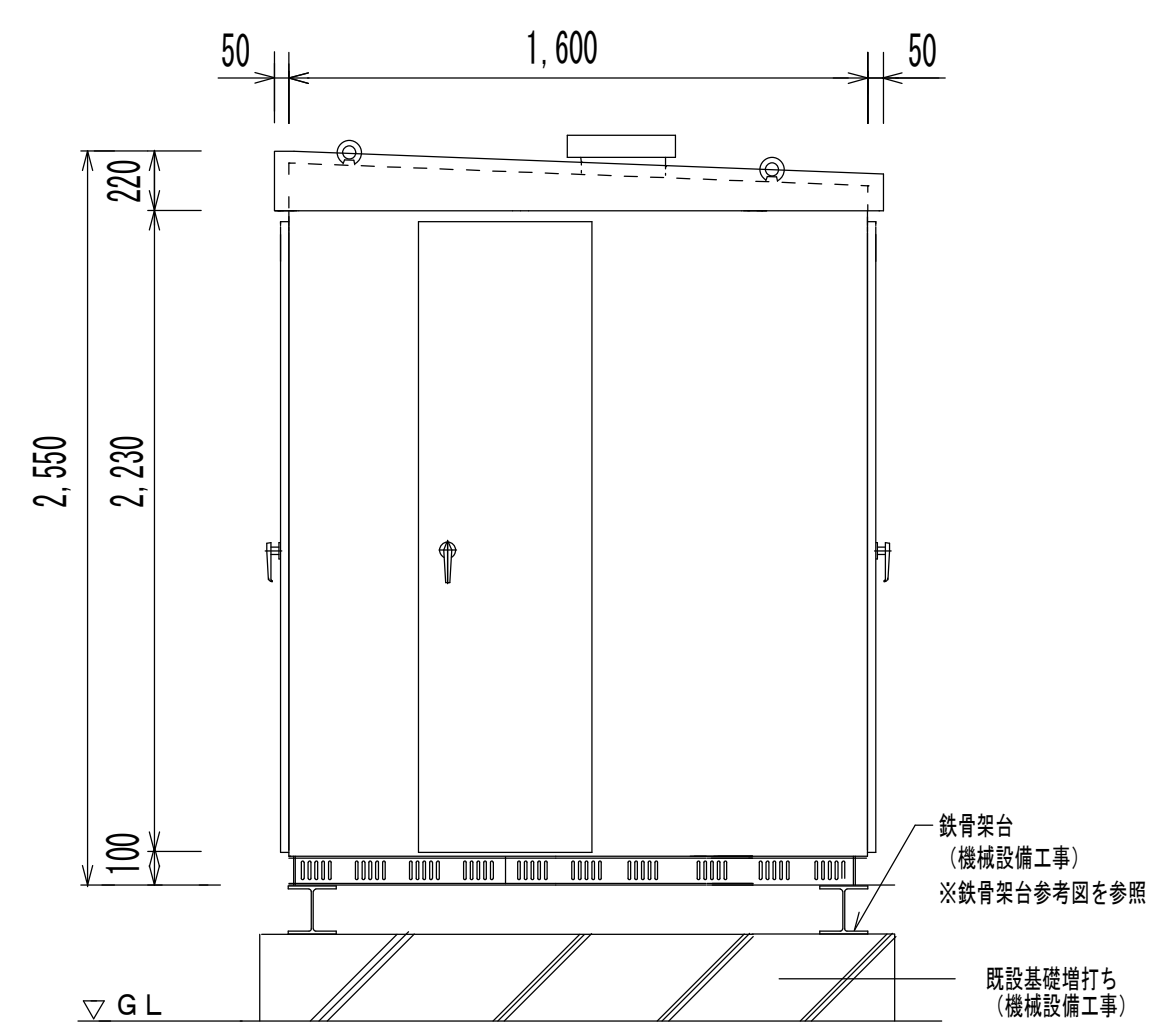
津市立明合小学校

※ 注 記	株式会社 中部都市建築設計事務所			1級建築士大臣登録番号 143379	工 事 名	原 図
	TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115			伊 藤 公	津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事	A 2
	日 付		担 当	承認	図 面 名	縮 尺
					基礎図	A2:S= 1/30 1/50
						M-09

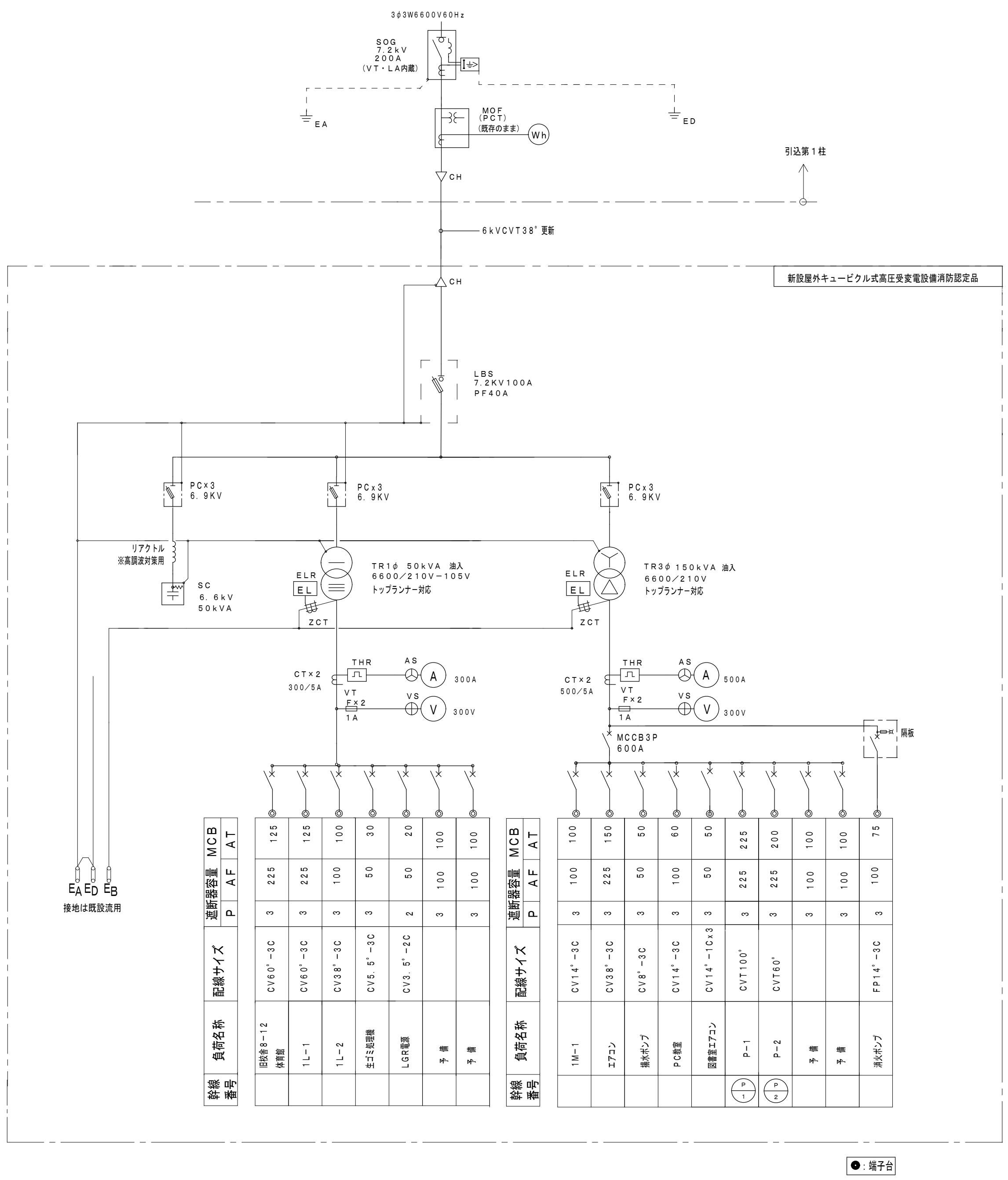


高圧受電盤 低圧電灯盤 低圧動力盤

受変電設備 正面図



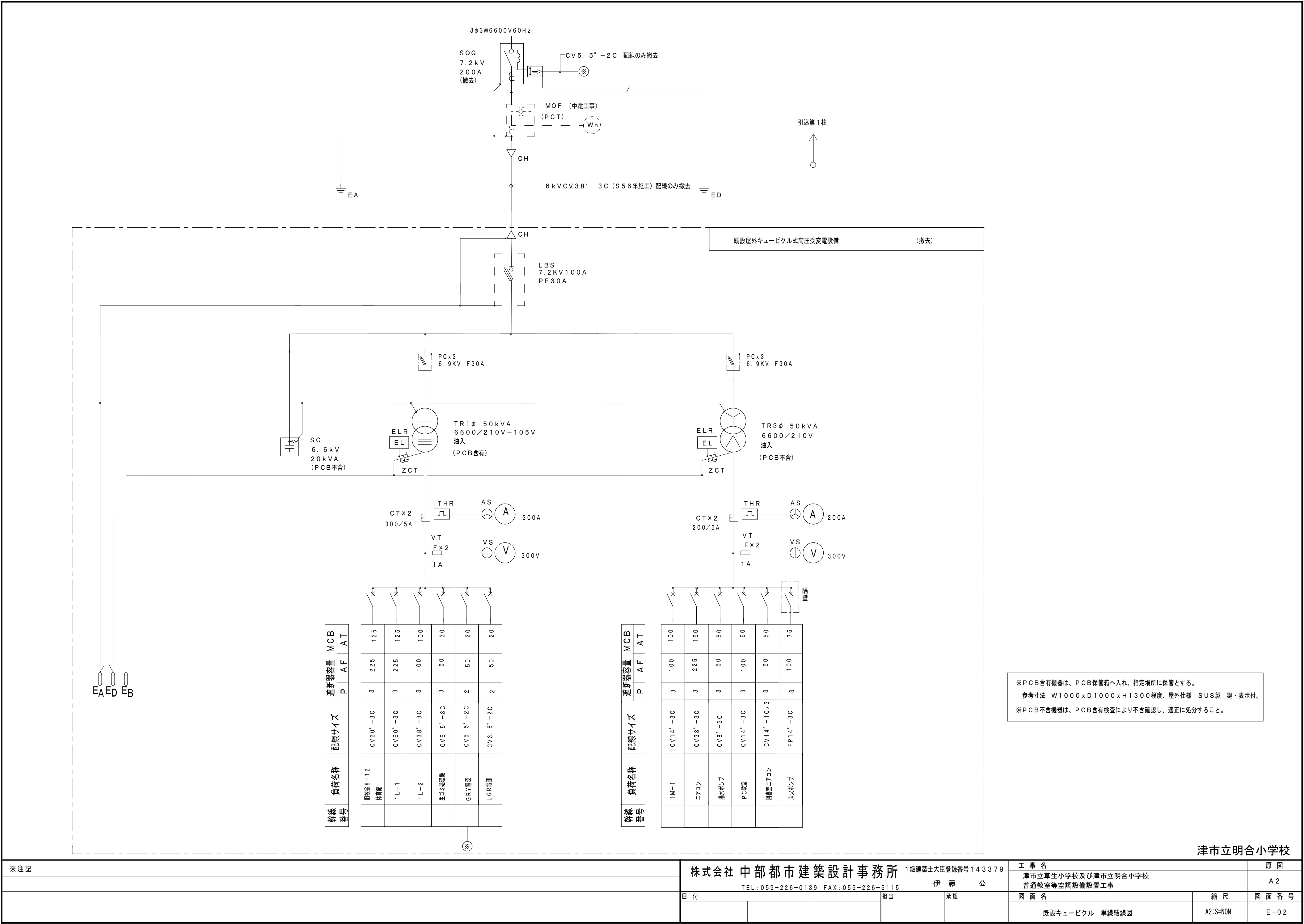
受変電設備 側面図



●: 端子台

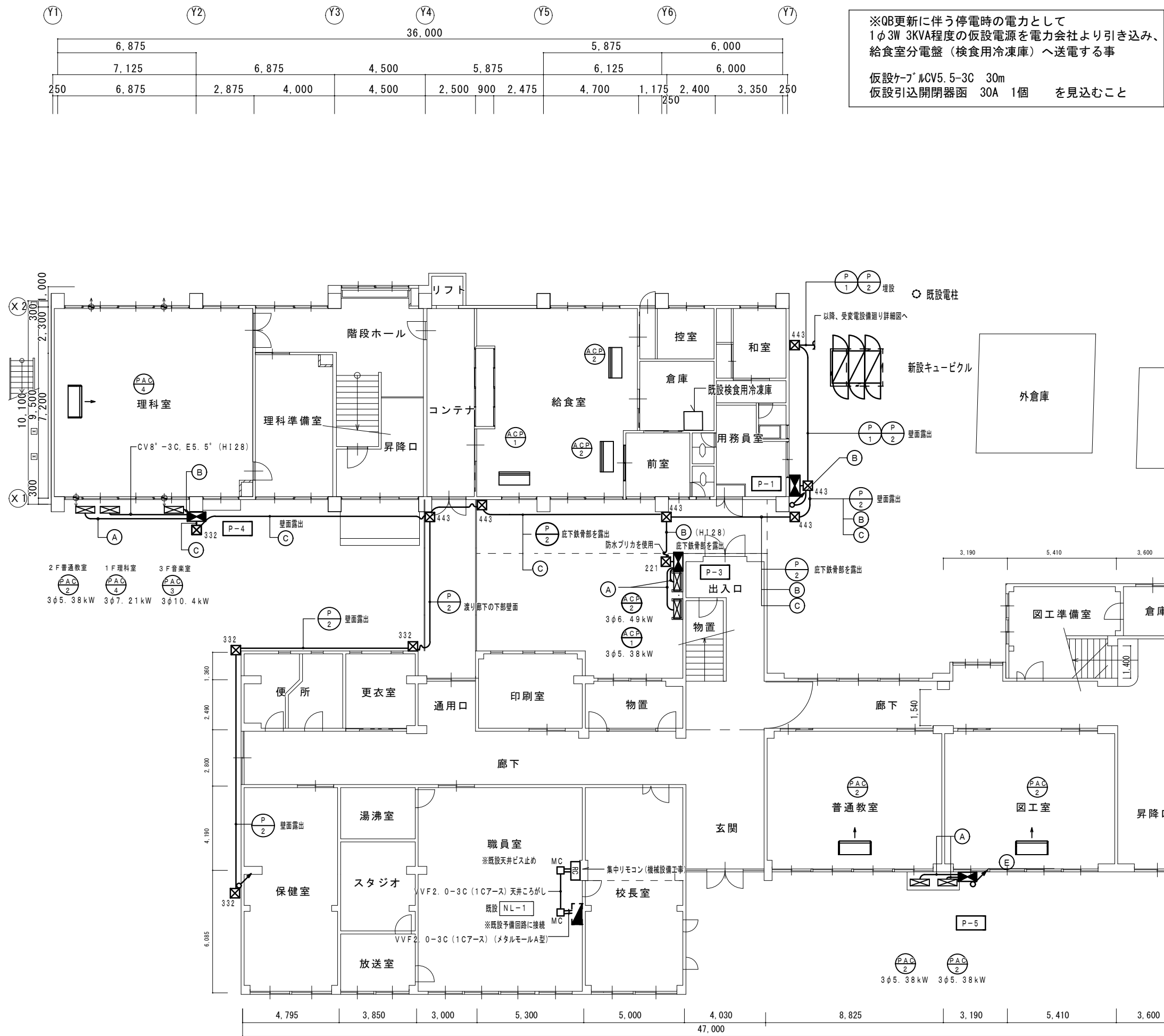
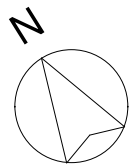
津市立明合小学校

※注記				株式会社 中部都市建築設計事務所 1級建築士大臣登録番号143379				工 事 名		原 因	
				TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115 伊 藤 公				津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2	
				日 付		担 当		承認		図 面 番 号	
								新設 受変電設備 単線結線図・姿図		A2:S=NON E-01	



津市立明合小学校

※ 注 記					株式会社 中部都市建築設計事務所			1級建築士大臣登録番号143379			工 事 名		原 図	
					TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115			伊 藤 公			津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2	
					日 付		担 当		承 認		図 面 名		縮 尺	図 面 番 号
											既設キュービクル 単線結線図		A2:S=NON	



※QB更新に伴う停電時の電力として
1φ3W 3kVA程度の仮設電源を電力会社より引き込み、
給食室分電盤（検食用冷凍庫）へ送電する事
仮設ケーブ ACV5.5-3C 30m
仮設引込開閉器 30A 1個 を見込むこと

記号	負荷名	ケーブル	露出配管	埋設配管
P-1		CVT150" E22"	HIVE82	FEP100
P-2		CVT100" E14"	HIVE70	FEP65

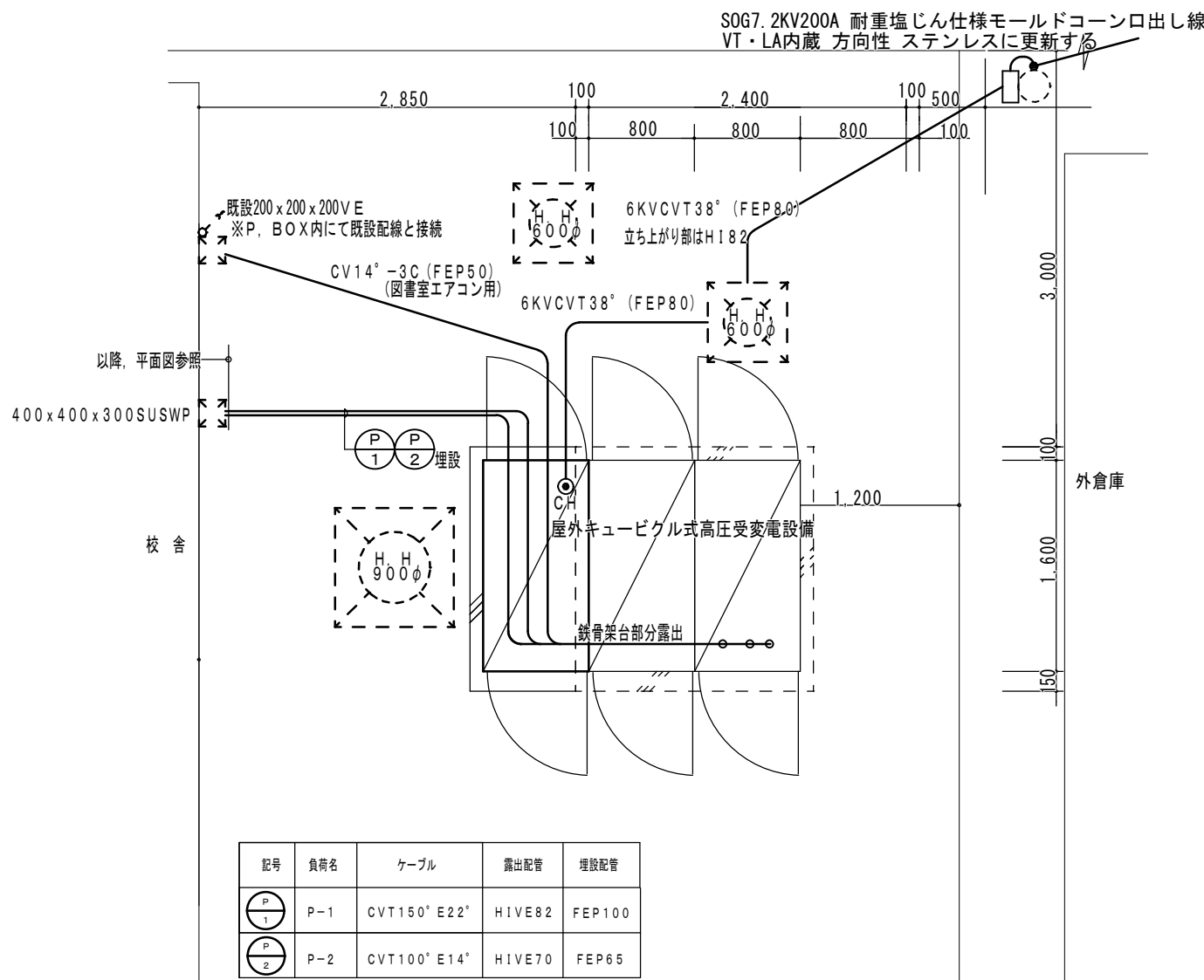
A	CV5.5-4C (H128)
B	CVT14E5.5 (H136)
C	CVT60E8 (H154)
D	CV3.5-4C (H128)
E	CVT22E5.5 (H142)

221	200x200x100 SUS WP
332	300x300x200 SUS WP
443	400x400x300 SUS WP

※盤・機器等への接続は、金属製可とう電線管（ビニル被覆防水）を使用すること

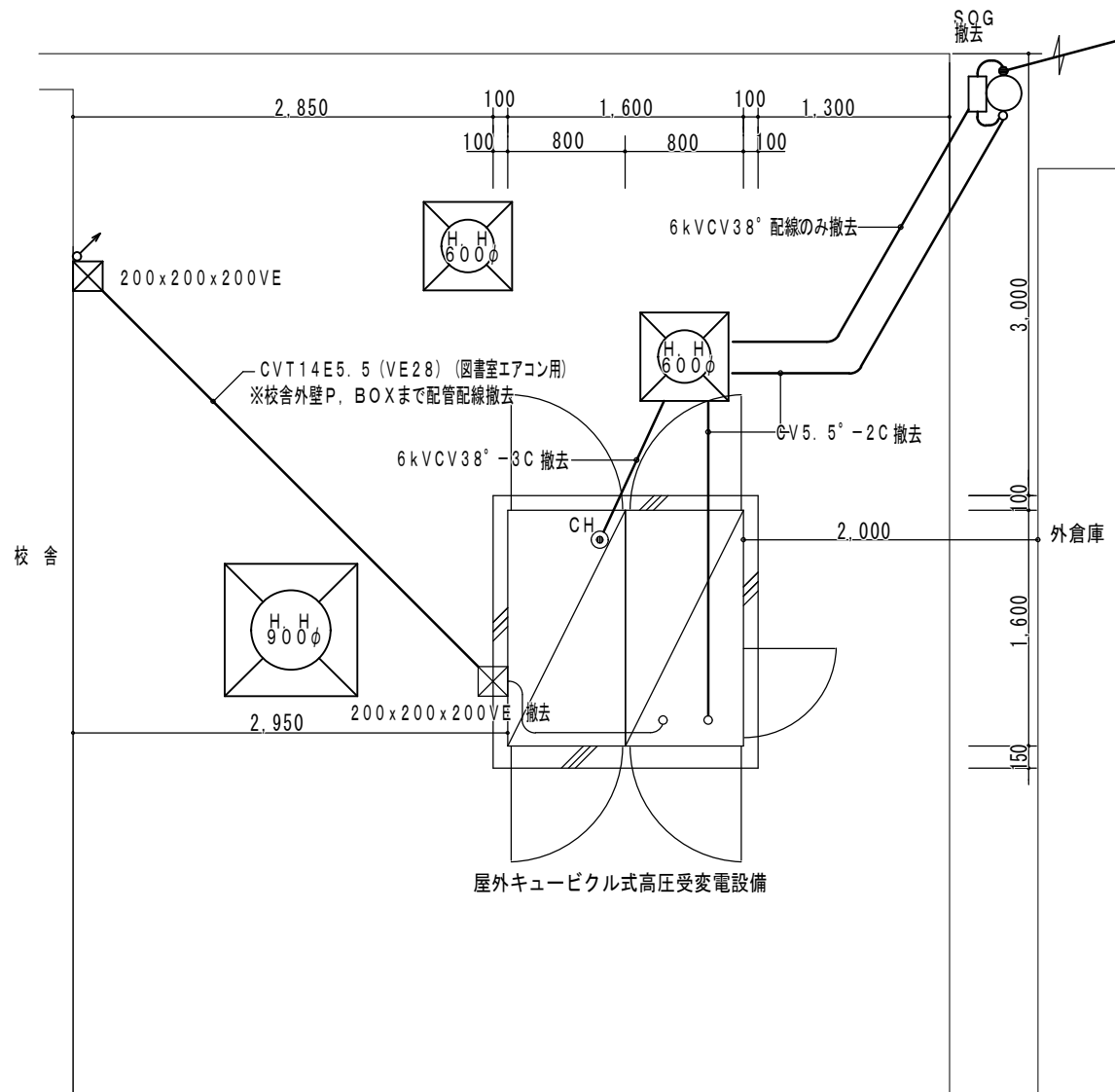
1 階 平 面 図

受変電設備廻り詳細図 改修後 1 / 5 0



記号	負荷名	ケーブル	露出配管	埋設配管
P-1		CVT150" E22"	HIVE82	FEP100
P-2		CVT100" E14"	HIVE70	FEP65

受変電設備廻り詳細図 改修前 1 / 5 0



津市立明合小学校

※注記

株式会社 中部都市建築設計事務所

1級建築士大臣登録番号143379

工 事 名
津市立草生小学校及び津市立明合小学校
普通教室等空調設備設置工事

原 図

A2

TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115

伊 藤 公

日 付

担当

承認

図 面 名

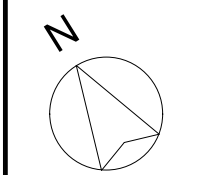
縮 尺

図 面 番 号

電気設備 1階平面図

A2:S=1/50、1/200

E-03



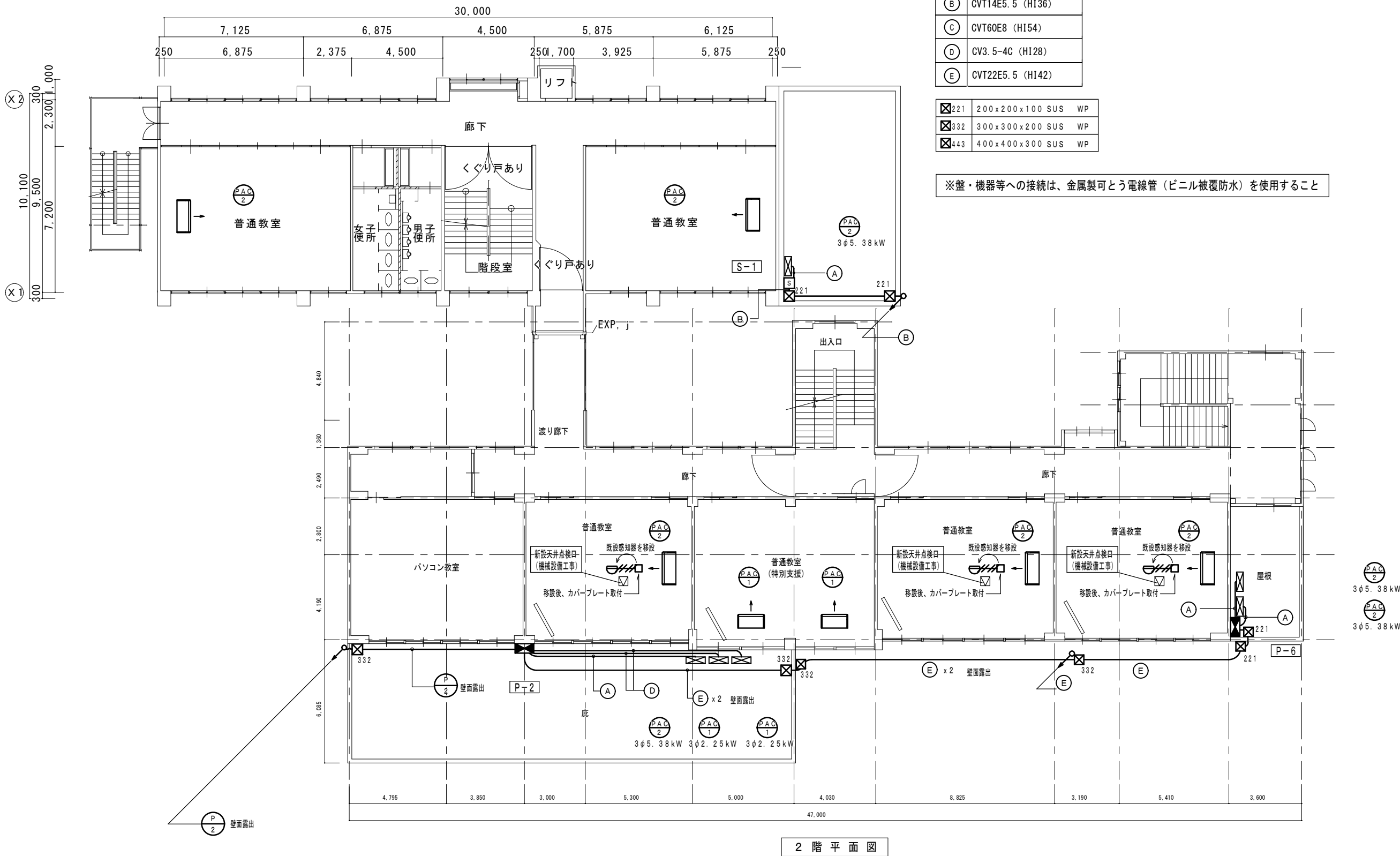
記号	負荷名	ケーブル	露出配管	埋設配管
	P-1	CVT150" E22"	HIVE82	FEP100
	P-2	CVT100" E14"	HIVE70	FEP65

—— 特 記 事 項 ——
記入なき配管配線は下記とする
 AE1. 2～4C 天井ごがし

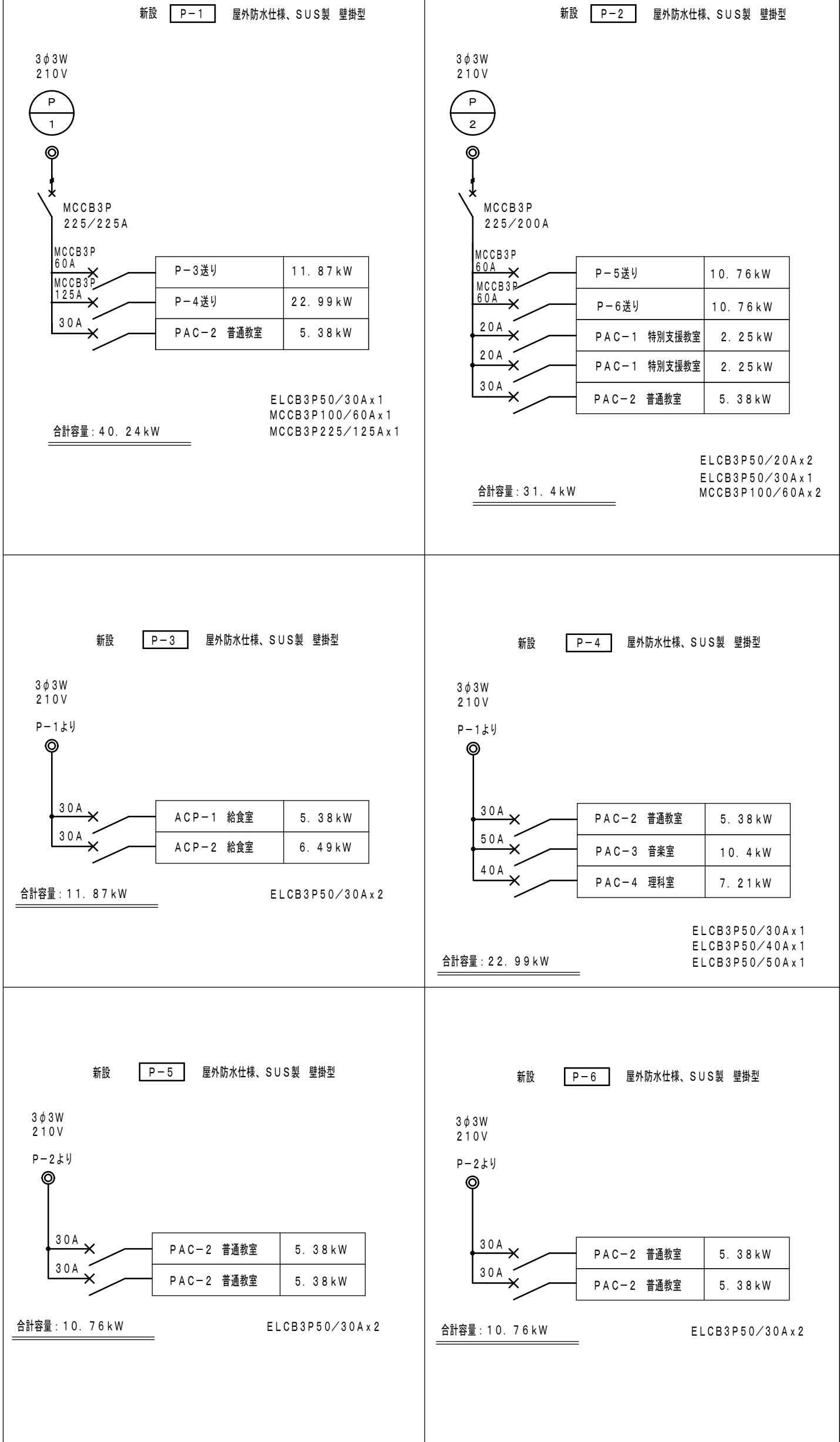
(A)	CV5.5-4C (H128)
(B)	CVT14E5.5 (H136)
(C)	CVT60E8 (H154)
(D)	CV3.5-4C (H128)
(E)	CVT22E5.5 (H142)

	200x200x100 SUS WP
	300x300x200 SUS WP
	400x400x300 SUS WP

※壁・機器等への接続は、金属製可とう電線管（ビニル被覆防水）を使用すること



屋上露出配管は配管支持用ブロック（ゴムベース付）にて支持を行うこと。
※10m毎に伸縮カップリングを使用すること。



(S)	手元開閉器函
S-1	MCCB3P30A 屋外壁掛型 SUS製

津市立明合小学校

※ 注 記	株式会社 中部都市建築設計事務所					1級建築士大臣登録番号143379		工 事 名		原 因	
	TEL:059-226-0139 FAX:059-226-5115					伊 藤 公		津市立草生小学校及び津市立明合小学校 普通教室等空調設備設置工事		A 2	
	日 付			担 当		承 認		図 面 名		縮 尺	図 面 番 号
								電気設備 2階平面図		A2:S=1/200	E-04